

平成 28 年度

第 7 回民生生活常任委員会会議録  
第 3 回民生生活分科会会議録

平成 28 年 9 月 5 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第7回民生生活常任委員会会議録

日 時 平成28年9月5日(月曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 9月5日 午前 9時32分

次 第

1. 審査・調査・報告事項

(総合病院)

継続調査

- ・経営状況、利用状況について
- ・市民ニーズの対応について
- ・公立病院改革プランについて

(市民生活部)

審査事項

- ・第76号議案 宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正について
- ・第77号議案 宍粟市税条例等の一部改正について
- ・第78号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

継続調査

- ・国保事業について
- ・環境施策について

その他報告

(健康福祉部)

審査事項

- ・第79号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について

継続調査

- ・福祉計画の進捗状況について
- ・地域包括ケアの構築について
- ・外出支援サービスについて

## その他報告

### 第71回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

#### 2. その他

- ・閉会中の継続調査事項
- ・次回委員会の開催について

#### 出席委員

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 鈴木浩之 | 副委員長 | 榎橋美恵子 |
| 委員  | 林克治  | 委員   | 大畑利明  |
| 〃   | 東豊俊  | 〃    | 秋田裕三  |

#### 出席説明員

##### (総合病院)

|                   |      |                |      |
|-------------------|------|----------------|------|
| 総合病院事務部長          | 花本孝  | 総合病院事務部次長兼総務課長 | 宮崎一也 |
| 総合病院総務課副課長兼施設管理係長 | 船曳浩尉 | 総合病院事務部次長兼医事課長 | 後藤一三 |
| 総合病院医事課副課長        | 秋久一功 |                |      |

##### (市民生活部)

|         |      |               |      |
|---------|------|---------------|------|
| 市民生活部長  | 小田保志 | 市民生活部次長       | 長尾一司 |
| 市民生活部次長 | 澤田志保 | 市民課長          | 牛谷宗明 |
| 市民課副課長  | 梶原昭一 | 税務課長          | 水口浩也 |
| 税務課副課長  | 西田征博 | 債権回収課長        | 小谷慎一 |
| 環境課長    | 宮田隆広 | 環境課副課長兼生活衛生係長 | 西岡公敬 |

##### (健康福祉部)

|          |       |                 |      |
|----------|-------|-----------------|------|
| 健康福祉部部長  | 大島照雄  | 健康福祉部次長         | 志水史郎 |
| 健康福祉部次長  | 津村裕二  | 社会福祉課長          | 木原伸司 |
| 介護支援課長   | 谷林眞寿美 | 介護支援課副課長兼介護保険係長 | 藤井康明 |
| 障害福祉課長   | 福山敏彦  | 健康増進課長          | 中野典子 |
| 波賀診療所事務長 | 志水友則  | 千種保健福祉課長        | 田村純司 |

#### 事務局

主 幹 清 水 圭 子

( 午前 9時32分 開会 )

鈴木委員長 おはようございます。土曜日はワークショップお疲れさまでした。ちょっとお邪魔させていただいてありがとうございました。また、内容に関してはいろいろ生の御意見が出ていたので、こちらのほうでも取り入れるものは取り入れて、こちらのほうでも調査というか、していきたいと思しますので、よろしく願います。

では、ただいまより、第7回民生生活常任委員会、総合病院の調査に入ります。よろしく願います。

では、早速ですが、今回、議案のほうは病院のほうから関連は出ていなかったと思います、補正も含めて。ですので、閉会中の調査と同様の部分で、資料のほうではいつものとおりの月例報告的なものですね、利用率等、入院、外来、あとは連携室の状況、あとは、ちょっと地域別の患者数というのはちょっとこの前お願いしていたので、それが資料の5ページで出てきています。あとは、6、7、8あたりは、特に定住自立圏絡みだとは思いますが、医療的な部分の連携という部分が、その部分を抜粋して報告いただきたいということで出てきているのが後半の資料になります。

何か資料の訂正とか、特にございませんか。

**【継続調査及び報告事項を実施】**

鈴木委員 では、よろしいでしょうか。ちょっと時間も経過してしまいましたが。

では、なければこれで第7回民生生活常任委員会の総合病院に関する調査を終えたいと思います。よろしいでしょうか。

長い時間ありがとうございました。

午前10時48分休憩

————— ( 総合病院退室 )

午後 0時05分再開

鈴木委員長 では、会議を再開します。

そのまま継続して、民生生活常任委員会のほうに移行します。ですので、次がちょっとごめんなさい、タイトですが、76、77、78号の条例の改正の議案についての審査に移ります。

まず、76、78は議案資料なし、ごめんなさい、76は特に本会議でも質疑がなかつ

たんですけど、毎年年度更新のやつをずっと継続にするという条例の話でしたか。  
鈴木委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 76号につきましては、住民票の写しの本人通知の制度の字句改正でございます。これにつきましては、ここまで2年やったかな、2年ぐらいの期間にしております有効期限を撤廃しようとするものでありまして、特にちょっと資料をつけておりませんが、そういう内容の条例改正です。

それと、78号議案につきましては、国民健康保険税条例の一部改正でございますが、これにつきましても、上位法の改正による追加のところでありまして、特に資料をつけておりませんが、御質問がありましたら説明させていただきたいと思っております。

それと、77号議案につきましては、そこに税条例の一部改正の資料ということで簡単に資料をつけさせていただいております。

鈴木委員長 これは全部、上位法絡みの話ですね、77、78は。

長尾市民生活部次長 そうです。

鈴木委員長 じゃあ、76号はその本人通知、これはこれまで申請されている方も2年きていない方は撤廃されるんですか、それとも、今度から、新たな新規の申請に関してそのあれがなくなるのか、今もう既に申請書が出ている方はどういう対応なんでしょうか、条例でそれは読み込めるんですか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 ことしの12月の末で初めてタイムリミットがくるというようなことで、加入してから2年目を含む12月31日で、ことしの12月がもうタイムリミットなんです。それまで条例改正をすれば、今現在、登録されている方はそのまま継続をされるということです。

大畑委員 委員長、いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。76。

大畑委員 これは前一般質問させていただいて、期限をなくしたらということで、それらの提案なので思うんですが、一番最初の制度の登録者が初めて更新の時期を迎えるのが今おっしゃった12月。その人たちにお知らせはするんですか、更新の必要はないという。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田生活市民部次長 させていただく予定をしております。

大畑委員 それと。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 まだちょっとこれは課題がありまして、やっぱり不正請求とか、いろんな事件の抑止をしていくということが目的であるので、登録者数をふやすことが大きな、皆さんにとっては大変なことだと思うけど、そういうことが大事だと思うんですけど、その取り組みが全庁的に進んでいるのかということをお尋ねするのが1点と、それから、もう一つは、私もとられていまして、開示請求をしたときに黒塗りで出てくるんです。何の目的でとられたかというのが全くわからなくて、かえって気持ちが悪いくらいということで、黒塗りでくるということで、その開示のところもいろいろ求めているんですけどなかなか進まない。その辺については今後変わりはないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 その、じゃあ、本人通知の申請をどんどんふやすというか、の取り組み、あと、実際に情報開示があったときの開示の状況、その点についてちょっと伺います。どなたか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田生活市民部次長 言われますように、不正請求を抑止するというので、登録者数をふやしていかないといけないということは十分承知もしております。それではまだ足りないというところもあるかとは思いますが、窓口のほうでチラシのほうなり、目につくところに置かせていただく中で、こういう登録もございませうというようなお知らせのほうを今のところはちょっと地道に進めているというところなんです。また、広報等でも折を見てお知らせなり、そういうことも今もしておりますけども、継続して、していかないといけないなというふうに思っております。

あと、2点目です。

開示請求をいただいて、それぞれやり方は各市町さまざまだと思いますけども、例えば、8土業さん、司法書士さんとかもそういう方がとられるような場合であったら、請求者の方の住所とか、氏名とか、開示するようなことも今穴粟のほうはさせていただいております。

ただ、言われますように、そういうどういう理由で請求をしたかというようなことについては確かに黒塗りでさせていただいておりますので、言われることについては確かにそういうふうな思いをもたれる方もおられるであろうなということは認識をしているところでして、考えていかないといけないなということを思っているところなので、今のところの回答はさせていただきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。登録者数をふやす取り組みはこれはちょっと部長、音頭取ってもらって、全庁的にやって、窓口だけではなかなか僕は広がらないと思う。熱心に取り組んでいる自治体なんかはやっぱり社会教育なんかの部隊が各公民館なんかでPRしたり、自治会なんかにもきっちり説明していったりしてやっているの、何で口酸っぱく言うかという、当初の通知制度ができたときよりもさらにいるんな他の部門、いろいろDV絡みとかいろいろの抑止効果みたいなものあって、この制度の必要性が大分高まってきているので、そういう意味でもっと前向きに捉えていただきたいなというふうに思うんです。ちょっとその捉え方をネガティブに見過ぎると、余り積極的に取り組めないみたいな雰囲気を感じるんです。もっともっとやっぱりPRしてほしいなという思いがします。それはお願い、窓口だけじゃなしに、ほかの部署にも頑張ってもらうような要請を、ぜひ部長、お願いしておきたいと思います。

鈴木委員長 76号、よろしいですか、本人通知の。

77、市税条例の一部改正の資料1ページ、医療費控除の特例ですね。

大畑委員 これ、質問、いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 OTC医薬品が創設されていますのと、それから、従来の医療費控除という、どちらか選択制になっているんですが、従来の中にOTCを加えた医療控除というのは受けられないんですか。ちょっとよくわかっていないからあれなんですけど、このOTC医薬品というのは、要は、一般のゴダイとか、そういうところで買う薬なんかを対象になるんだと思うんですけど、それを加えて医療費控除を従来の制度で受けていくということはいけないんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 従来ありました医療費控除につきましては、基本、治療を目的とする医療費ということで、入院でありますとか、通院でありますとか、そういった部分を軸としております。それ以外の市販薬につきましても、治療とみなされる分、風邪薬でありますとか、そういったものは市販薬であっても含めた形で控除を適用してきております。ですから、今度のスイッチOTCということになりますと、もう少し治療薬プラスこの特定の医薬品、一般市販薬という範疇になってきますから、少し市販薬の枠は広がるのかなという思いをしております。ただ、冒頭おっしゃっ

たように、この部分と医療費控除の両方に領収書を使うというのはできませんので、それぞれ申告される方が有利なほうを選択していただく必要があるのかな。また、そういうときには、申告のときには我々もそういう説明ができるのかなと思ったりしております。

以上です。

大畑委員 いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。初歩的なことがわかっていないんですけど、今回、治療薬以外の市販薬が対象になったと。その控除を受けられるのに、それが前の風邪薬のようにオンできないのかなと、純粹にそこが疑問なんです。いや、そうじゃないんだと。10万円以下のやつもOTCに限定して控除を受けられるようにいま少し通常の医薬品で今まで対象でなかった人が対象になるようになったんやというふうに捉えるのか、何かその辺がちょっと、控除を受けられる対象になっているのに何でオンできないのかというのがちょっと純粹に不思議なだけなんです。いや、説明ちょっと、質問の意味わかりました。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 従前の医療費控除というのは、治療目的という理解をいただいたらいいのかなと。それで、今度のスイッチOTCについては、全体の国中の医療費が膨らんでおりますので、自己管理の中でセルフエデュケーションという言葉を使ったりしてはいますけども、自分で治療を行う、当然、医療にかかっている必要はあると思うんですけども、そうじゃなくて、いや、そこまでじゃないんだけど、自分で市販薬を買った中で、自分の自己管理をしていただきたいというところに今度視点を当てたものであります。そういったことで、少し全体の医療費が縮まればというのが一番大きな目標ですけども、そこまで届くには時間はかかりたり、いろいろあると思うんですけども、それにいく手前の方々が自己管理される中で、市販薬を買われた。それがスイッチOTC薬品でありますよということが確認が取れば今回ですと最高8万8,000円までの年間の領収書を置いていただければ、そのうちの1万2,000円を超える部分、あるいは、保険金で戻ってきた分は除くんですけども、そういったものを超えた部分を医療費の控除と同等の形で所得税の控除目にあげていきたいと思いますという考え方です。当然、従前で治療薬として医療費のほうに入っていたものを、じゃあ、スイッチOTCの薬品、一緒やからこっちにしますということで選択いただければ、それはそれで使えるのかなと思ったりし



ております。こういった薬品が対象になるかというのは、今、厚労省のホームページとかで出ておるようなんですが、基本的には薬局で、窓口で売られているようなものはほぼほぼなるのかなという思いをしておるんですが、そういった確認を今から周知とか、国税と一緒にしていく必要があるのかなというところであります。

大畑委員 それと、もう一点だけよろしいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、このスイッチOTCの対象者のところなんですが、医師の関与があるというふうに出てくるんですけど、ただ単に、一般の市販薬を買うだけでは対象にならないんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 その辺のところは今からその国税のほうのまた説明もあると思うんですけども、基本そういう自分で治療していきましょう、対処管理していきましょうというような指導があれば一番いいんですけども、じゃあ、それをどこで確認するのだと、医師の診断書が要るのかというようなところ、当然疑問に出てくる部分でありますので、そういったものが確実に必要なのか、いやいや、もう買ったものでいけるのかというところが今からまた国税のほうと、来年1月から適用になりますので、これから説明があって、もう少し具体的に我々も情報を得ることができのかなということで、少しその部分のかえておるんですけども、実際それが診断書という形なのか、いやいや、もうそれは自己判断でいいですよということになるのかというのは少しまだちょっと我々も把握し切れていないところであります。

鈴木委員長 77どうですか。下のほうも一緒に。ほかの部分は。

秋田委員 ちょっと一つお尋ねしてよろしいか。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 資料の、きょういただいております資料の2ページになるんですけども、一番下の種別割のグリーン化特例という、ちょっと僕が勉強不足であれやけど、これはグリーン化というこの75%と50%軽減というのはエコというのか、ハイブリッドとか、そういう、どういう趣旨のことをいうのやろう。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 そのとおりでございまして、現状、車を買っていただいたときに、取得税というのが3%ついておるんですけども、消費税を上げることでそれをなくしましょう、そのかわりにこの環境性能割というようなものを導入しましょうと

いうものが目的であります。当然、税率としましては、これはたとえで入れておる1万800円の分があるんですが、例えば、75%軽減ということになると、一番安くなるんですが、この部分については、電気自動車とか、一番環境性能の高いものが75%減税と。よく言われる何年度の環境基準到達度何%というようなところで、多分、仕分けが出てくると思うんですが、それに応じて50とか、25%減税というのが入ってくる。

秋田委員 これは車の製造年度の区分けでいくわけ。

水口税務課長 はい、そうです。基本はこれまでの取得税と同じ3%をベースに考えておるところなんです、それにかわる税ということで導入がされていくというようなものでございます。

秋田委員 了解しました。

鈴木委員長 2番関係はいいですか、法人税市民税。

水口課長。

水口税務課長 済みません、説明ちょっと済みません、秋田委員おっしゃった分、(2)のほうでしたよね、ですね。

秋田委員 うん、括弧の一番下のところ。

水口税務課長 済みません、これは説明が間違っておりました。この平成28年から既にもう導入されておるものでございまして、要は、環境性能の高い車を軽自動車を購入したときに初年度については減税があるというものでして、法律のつくり上から、単年度、単年度で言わないと、導入の1年目しかありませんので、これは単に来年取得しようとするれば適用期限を1年延長するというもので、平成29年の課税に向けての修正をさせていただくというものでございます。

秋田委員 なるほど。

水口税務課長 同じように内容としましては、電気自動車とか、一番性能の高いのが75ということでございます。私が説明したのは(1)の上のほうでございまして、済みません、訂正させていただきます。

秋田委員 再びわかりました。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、2番の法人市民税の関係は、法人市民税を下げる分は地方法人税が上がるから、市民への影響が、税をもらうほうの影響はどこから出てくるかだけの話で、影響はないという話で理解すればいいですか。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 前回のときもちょっとそういった御質問が出ておりました、この地方法人税というのが国税という形で地方交付税財源に転化されるものであります。したがって、この法人市民税の税率を下げるんですけど、事業者側、企業のほうからは掛ける率は同じ率を掛けるようなことになっております。市への影響ということなんですが、結果的には交付税、地方交付税そのものが基準財政需要額と収入額の差を交付いただくという形になっておりますので、その基準財政収入額の中の法人税が減った分、当然その分が不足しますので、地方交付税の需要額との差し引きにイコールになってまいりますので、その分がまた交付税としておりてくるというのが理論上の説明となっております。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、じゃあ、今まではきっちりひもづけというか、どこからお金がきたかというのはわかる。1回、国税に入ってくるので、はっきり言うと、財源がぼやんとするというようなイメージでいいんですか。全部交付税に算入されているという理論的にはそうなんだけど、実際にはなかなかきっちり筋道立てていない状況なんですけど、それはもうその分しっかりと補填されているんだというか、というふうに理解するしかないんでしょうか、市町村としては。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 おっしゃるとおりで、補助金と違うので、色づけはできておりません。ただ、今回の大きな目的といいますのは、やはり地方の都市における事業者数、企業の数が圧倒的に少なくございますので、やはり東京でありますとか、大阪、京浜、あの辺のところの自治体については大変法人市民税、町民税で潤う自治体がたくさんあります。その分を国が一旦吸い上げて再配分することで、変な言い方ですけど、東京都の収益をほかに回しやすいようにしようとかというのが一番大きなマクロの目的でありまして、地方における我々としては財源の確保のための、税源確保のための措置ということで、損失はないように補填しますというのが国の説明のところでありまして。

鈴木委員長 ほか、77号議案、よろしいですか。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、これで77号を終わります。

じゃあ、78号は国保の税条例の改正。議案の参考資料のところざくっとで。これ、何を言っているのか説明いただきます。

水口課長。

水口税務課長 済みません、資料としましてもつけにくい内容でして、非常にちょっとわかりにくい部分で済みません。今回追加させていただきますのは、特例適用利子等が所得として反映される方、それと、特例適用配当の所得を受けられた方の所得を課税であったり、軽減の安定所得に反映しましょうという内容です。この特例適用利子と配当というところが非常にちょっとややこしくて、外国のそういった貯金をおもちの方とか、株式とかとられておる方が利子とか配当所得を受けられた、それについて従前では別のような名前の分でそういった所得も反映はしておったんですが、今回新たに特例適用利子、配当というような法律の制度ができましたので、それを受けて市民税のほうもそうなんですが、市民税の課税であったり、国保の課税の所得のところにもそれをもっていきましょうという部分でございます。じゃあ、どれくらいそういったのがあるかということ、余りないのかなというのが実際のところとして、そういった関係でまだ特例利子というところを我々も調べにいくんですけど、なかなか具体的な説明が出てきておりません。それで、宍粟市においてもその該当の方が何人あるのかということも当然把握できていないのが現状として、内容としましては、外国のそういう資産をおもちの方の所得を把握することで、こういった所得、課税であるとか、そういったものに反映していきましょうという趣旨のものでございます。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 タックスヘイブンとか逃げたりとかそういうのとか、いわゆる課税、脱税までいかないけど、節税という部分、しっかり所得にそれを反映して、そこにしっかり所得割みたいなのをかけていってという、税収アップの意味での規定ということで理解を、それが宍粟市にどれだけ該当するかというのは多分未知数だと思います。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 そういった財産の持ち出しについてまた別の所得税法のほうでひっかかっておりまして、外国に出られる方で所得をもっているかどうかは別なんですけれども、国外へ出られる方の情報というのは所得税の国税のほうと連携したりしながら、Aさんが転出されました、Aさんがどここの国に行かれますというふうなことは半年とか、1年に1回情報提供しております。そういった部分については、国税のほうで把握する中で、申告の指導であったり、強制的な課税もするのかと

思ったりしております。そういった部分も含めてなんですが、今回のはそれに近い方で、通常こちらにいらっしゃる方で、所得が把握できる方、当然、住民票がうちがないと住民税も課せられませんので、住民票をおもちの方でそういう国外からの利益を得られる方というような部分で該当するのかなと思っております。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 ただいまの説明のところちょっと確認の意味で聞くんですけど、海外においでの方の日本国内の税金と二重掛けにはならないんでしょう。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 その分で、外国で得られた所得というのは、外国で申告されるものですので、日本国内では課税対象となりません。

秋田委員 なりませんやね、はい、わかりました。

鈴木委員長 78、よろしいですか。

じゃあ、これで議案審査を終えたいと思います。

先ほどの特に77のスイッチOTCの関係は、市民にしっかり周知して、こういう方は軽減になりますからということで、領収書をとっておいてくださいとかということをしかりと周知していただかないとなかなか理解が得られないことかなと思うので、ぜひそのあたり含めて取り組んでいただきたいと思います。

では、議案に関してはよろしいでしょうか、76から77、78。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 あと、ごめんなさい、時間もあれなので、継続調査として、今こちらからお願いしたのは、医療費の月次報告です。昨年と比較してちょっと医療費が、給付が大分ふえています。7月で比べると3,000万円ぐらいふえています、7月までで比べてという状況で、これは月次報告、今後も求めていきますけれども、ぜひとも、削れというのなかなか難しいんですけど、やっぱり健康づくり、本当にデータヘルス計画じゃないですけど、どういう健康づくりがこういう医療費の抑制にどうつながるのかというのをしかり市民に周知して取り組んでもらってということをぜひお願いします。

あと、病院のほうでも問題というか、話題になった、適正受診ですね、結局、昼間受ければいいのに夜行ってしまおうとか、休日まで引っ張ってしまうとかいうことで、やっぱり医療費が上がって、影響額はそんなにないかもしれないですけど、それも積もったら大分になるので、適正受診であるとか、そういったことも含めてしかりと福祉部関係のところと連携をとりながら、周知して、医療費抑制に努めて

いただきたいと思えます。

あと、個人番号カードの交付状況は、これも月次報告的なものですが、出ていますので見ておいてください。

あとは、ちょっと、継続のほうでお願いしていたのは審査できないんですけども、コンテナ回収の収集モデル事業のどういう進捗なのかということと、もう10月スタートであれば、詳細が集まっているのでその報告をとということをお願いしたんですけど、ちょっと出てきていないので、時間もないので審査を終わる、ちょっと次回に回します。

あとは、ごみ袋の負担の件に関して、そのコンテナ収集したところとそうじゃないところの市民に袋であるとか、シール等の負担の差は生じるということで、その公平性をどう確保するのかということもこの前聞いておりますので、そのあたりのことも含めて方針を出してほしいということ、あと、平成28年度に入るというので、第2次の総合計画の環境系の指標であるとか、ということの半年過ぎているので進捗なりを聞きたいということで、そのまちづくり指標と進捗しているならして何かあればということで、その3点をお願いしていましたが、ちょっとそれは次回の継続に回したいと思えますが、よろしいでしょうか、時間等もないので。ぜひ資料のほうはこちらが要求したものは出していただき、お忙しいのはわかっていてお願いして心苦しいところもあるんですけども、市民生活にかかわることなので、ぜひ出してください。

では、よろしいでしょうか。継続の部分はちょっと走りまわりましたが、次回に継続ということで。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、これで第7回の民生生活常任委員会の市民生活部の調査を閉じたいと思えます。よろしいでしょうか。長時間ありがとうございました。

暫時休憩をします。皆さん、1時半再開でよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、福祉部1時半でお願いします。

午後 0時35分休憩

————— (市民生活部退室)

午後 3時37分再開

鈴木委員長 少し早いですが、おそろいなので、再開します。

休憩を解いて、第7回民生生活常任委員会の健康福祉部のまず議案の審査からで

す。79号議案、少子化対策事業助成条例の一部改正について、これ前回御説明いただいた部分だとは思いますが、県の事業に合わせて市の部分を拡張する、条例改正に必要な部分は拡張してということで、指定を外すなりとか、あと、限度額を上げること、5年間というものを撤廃する。対象要件の改正、所得要件、様式の変更ということ、資料の1ページのA3部分です。何かあれば伺います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 2点伺いたいんですが、1つは対象者のところで、県の要綱は、法律上の婚姻という言い方になっていて、この条例のほうでは婚姻している夫婦という、若干言い方が違うんですけども、これは違いがあるんでしょうか、教えてください。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 婚姻をしている夫婦ということで、表現は違いますが同じかと思っております。同じ意味です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 この一番下の規則のところを見たら法律上の夫婦と書いてあるじゃないですか。何でそのまま県と同じように法律上の婚姻というふうにされなかったのかなと思う。何か違いがあるのかなと思ったけど、同じなんですね。

中野健康増進課長 はい。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、県は400万円という夫婦の合算の所得の制限を設けていますが、うちは730万円ということで拡大になっとるんですが、僕は730万円なかったもいいんと違うかなと思ったんです、拡大するんだったらもう。従前の730万円という所得制限の数字があったから、当てはめているのかなという感じだけど、これは730万円にこだわらなかなあかんものなのではないでしょうか。規則やから変えてもいいんと違うかなと思うんですけど。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 730万円というのは特定不妊治療の制限が730万円未満となっているので、それに合わせて現在の治療の助成のものも730万円になっておりますので、そのままにさせていただきました。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そうなんですけど、そのままにしてあるんですけど、拡大するんやったら、実質上がなくてもいいんじゃないかなと思ったんですけど、その辺は730万円にこだわる意味があるのかなと思って。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 県の補助、今回の不育症治療の助成の基準が400万円未満となっております。それで、県に合わせるのであれば、400万円縮小になってしまいますけれども、そのまませっかく今まで730万円で制度をつくってきていることで、730万円にさせていただくという、そのまま現行維持ということにしたんですけれども、ちょっと上限をとるとということについては議論はしておりません。

鈴木委員長 ほかにありますか。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 助成内容の のところの、改正点の で5年間という、通算5年というのは何か科学的根拠で5年を超えると何か成功率というんでしょうか、治療に対する効果が薄れるというような、前説明を受けたような気がするんですけど、その科学的根拠でこれが5年というふうになっていたんじゃないかと思うんですけど、それはその後の律令云々で撤廃とかしても根拠が成り立つというような症例というか、あれが大分できてきた、その技術革新も含めてできてきたのかどうかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

榎橋副委員長 中野課長。

中野健康増進課長 最初、5カ年というのは県の国が始めた特定不妊治療に合わせて市単独で不育症の治療の助成制度を設けておりまして、助成の基準というのは特定不妊治療の分を使って作らせていただいておりますので5カ年を入れておりました。ところが、どんどん治療方法が変わってきて、国もいろんな大規模な調査をした結果で、特定不妊治療のほうにも5カ年というのは最初あったんですけども、それを撤廃するような状況ですので、今回、不育症治療についても5カ年というのを撤廃することが適当という判断をして改正をしております。

鈴木委員長 ほかにありますか。

ないようなら、最後。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 こういった助成事業とか、そういったものは対象になる方に周知しないと意味がないので、そのあたりも含めてこういうふうに制度が変わりましたとか、使いやすくなりましたとか、助成額が拡大されましたということをごまかして周知していただくと、制度があっても利用されないと意味がないので、そのあたりも含めて、今後取り組んでいただければと思います。

よろしいですか。じゃあ、79号はいいですか。



(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、これで議案のほうの審査を終えます。

引き続き、継続調査の部分で今回出してもらったのは、ごめんなさい、資料の2ページも同じ関連の参考資料でした、ごめんなさい。3ページで外出支援の状況、あと、3、4ですね。あと、5ページが介護予防事業が変わりますという、山崎地区版ということで出ています。あと、7ページがこれも子育て支援事業、子育て世代包括支援センターの進捗ですね。あとは、長寿、ああそうか、これは前条例か何か改正されて、今回9月なので、敬老祝品が出るということ。その高齢の方の人数等が確定したのでということでの御報告です。資料11ページがいろいろ福祉計画の進捗状況ということで、これは介護、高齢者等々の住宅関連の、あと、最後がB型肝炎ワクチンの定期接種というもの。

では、まず外出支援のほうから伺います。

ちょっと外出支援のほうに関しては、この前、議員協議会に出た岡前議員からの指摘も、質問というか、請求に関して、その他利用申し立ての内訳に関しては今、お手数をおかけして集計していただいています。その中に要支援1から要介護2までの方がどれくらいか、それ以外の方がどれくらいかという内訳についてはちょっと今洗い出していただいています。大変お手数をおかけしますが、大体あの後すぐお願いしたので、大体1カ月ぐらいの時間が必要だということで、次回の協議会に間に合うか間に合わないかぐらいかなというふうに見ていますので、できるだけ早く。この件に関しては、福山課長。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、これで第7回民生生活常任委員会を閉じたいと思います。済みません、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

じゃあ、委員のほうは引き続き、採決等行います。

午後 5時00分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 5時12分再開

鈴木委員長 次に、他の議案というか、委員会のほうにいきたいと思います。

次第のすぐ裏ですね。76から79の4議案ですかね。

では、いきますが、市民生活部関連です。

第76号議案の宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正について、自由討議の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論、なしでいいですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、採決に移ります。

これは分科会とは違って、委員会での採決になります。

第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 賛成5で全会一致で可決すべきというふうになります。

何か所見とかありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 開示等のことはもうほかの案件でよろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、次にいきます。

同じく市民生活部関連です。

第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてです。資料に出ていたとおり、いろいろな改正が重なってきていますので、そのあたり勘案していただいてお願いします。よろしいですか。

自由討議、必要ですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきとします。

所見はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、次にいきます。

第78号議案です。

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてです。海外の資産等に関する所得云々という話ですね。

自由討議、討論、必要でしょうか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべき。

特に、付す所見はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、次にいきます。

今度は健康福祉部関連です。不育症の関係ですね。

第79号議案です。宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてです。

自由討議、討論は必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で可決すべきと決しました。

所見等がありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 これで、分科会と委員会を合わせて議案関係の採決は全て終わりました。全て一応全会一致で可決、もしくは、全会一致で賛成ということになりました。ありがとうございました。

閉会中の継続審査については今までどおりでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では今までどおりで出しておいてください。

次回の委員会は10月12日水曜日午前9時30分から行います。

おでかけ市議会のテーマは公立病院と地域医療について、障がい者施策について、

介護事業所と家族の声。

榎橋副委員長 閉会挨拶。

(午後 5時34分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会民生生活常任委員会 委員長 鈴木 浩 之

平成28年度予算決算常任委員会第3回民生生活分科会会議録

日 時 平成28年9月5日(月曜日)

場 所 穴粟市役所502会議室

開 会 9月5日 午前10時58分

次 第

1. 審査事項

(市民生活部)

第83号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第84号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第87号議案 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)

(健康福祉部)

第83号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第85号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)

第86号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)

第88号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

第89号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

第71回穴粟市議会定例会付託案件賛否確認

出席委員

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 鈴木浩之 | 副委員長 | 榎橋美恵子 |
| 委員  | 林克治  | 委員   | 大畑利明  |
| "   | 東豊俊  | "    | 秋田裕三  |

出席説明員

(市民生活部)

市民生活部長 小田保志 市民生活部次長 長尾一司

市民生活部次長 澤田志保 市民課長 牛谷宗明

市民課副課長 梶原 昭一  
稅務課副課長 西田 征博  
環境課長 宮田 隆広

稅務課長 水口 浩也  
債權回収課長 小谷 愼一  
環境課副課長兼生活衛生係長 西岡 公敬

(健康福祉部)

健康福祉部部長 大島 照雄  
健康福祉部次長 津村 裕二  
介護支援課長 谷林 眞寿美  
障害福祉課長 福山 敏彦  
波賀診療所事務長 志水 友則

健康福祉部次長 志水 史郎  
社会福祉課長 木原 伸司  
介護支援課副課長兼介護保険係長 藤井 康明  
健康増進課長 中野 典子  
千種保健福祉課長 田村 純司

事務局

主 幹 清 水 圭 子

(午前10時58分 開会)

鈴木委員長 では、これより、済みません、まず分科会から入って、その後、委員会にいきますので、まず、これより予算決算常任委員会の第3回民生生活分科会を開会します。お願いします。

本日は、まず市民生活部においては、83、84、87の議案に対しての審査とそれを終えましたら休憩を挟んで76、77、78、それに引き続いて継続調査という流れでいきたいと思いますので、お願いします。

では、83号議案から、提案理由の説明は市長のほうから受けているんですが、ちょっとわかりづらいところもありますので、簡単に各議案を御説明いただきたいと思います。

まず、83号議案からお願いします。

長尾次長。

長尾市民生活部次長 それでは、資料に基づきまして、83号議案からの説明を簡単にさせていただきます。

まず、第83号議案なんですけど、1ページのほうにあげております、債務負担行為の補正ということで、再生可能エネルギー利用促進事業補助金、これは、福知小水力発電株式会社による小水力の発電システムを設置補助、この部分を限度額を100万円として補正しております。

それと、歳入につきましては、予算書の9ページのほうで通知カード、個人番号カード関連の事務交付金ということで244万9,000円の補正をしております。これにつきましては、交付事務に係る補助金を補正させていただいております。

それと、11ページの医療費助成事業の関係なんですけど、7件あげておりますけど、これは前年度の精算によるものでありまして、全て増額というふうに補正しております。

それと、歳出なんですけど、予算書の15ページ、これは個人番号の交付の臨時職員をお願いしておりますが、それらのうち人件費とか、社会保険料もろもろの増額をさせていただいております。

それと、2ページをお願いいたします。

17ページなんですけど、繰出金ということで、国保特別会計への繰出金ということでまず196万3,000円を補正しております。これは、3ページのほうに国保の補正をしとるわけなんですけど、それにかかわる職員の異動等に伴うものを国保のほうへ繰り出すということで予算化をしております。



それと、18ページの後期高齢者医療の関係なんですけど、これにつきましては、19節の負担金補助及び交付金ということで、療養給付費の負担金、平成27年度の精算に伴う不足分ということで1,279万1,000円を補正しております。

それと、28節の繰出金なんですけど35万7,000円で、これにつきましては事務費の繰入金の精算とか、臨時職員の賃金等を精査したものであります。

それと、20ページの乳幼児医療助成費、これにつきましても、先ほど申しましたように、前年度の精算によります返還金が生じております。これが14万8,000円補正させていただいております。

それと、22ページなんですけど、火葬場費、これにつきましては、修繕費を266万1,000円補正させていただいております。あじさい苑の各種の修繕が必要になったものをあげさせていただいております。

それと、塵芥処理費なんですけど、11節の需用費、ごみ袋代ということで、入札によります減額、不用額となりまして265万9,000円を補正しております。

それと、13節の委託料なんですけど、これにつきましては、北残渣処理場の浸水、水関係の管理委託業務を発注しておるわけなんですけど、入札が終わりまして174万円の減額という補正をしております。

それと、し尿処理費につきましては、13節の委託料、クリーンセンターの維持管理、これを入札いたしておりますけど、これによります減額ということで431万6,000円を減額しております。

15節の工事請負費、これにつきましては、クリーンセンターの熱交換器が修繕しながらここまできたんですけど、この際ちょっと更新すべきと判断いたしまして、多額なんですけど2,959万2,000円の補正でさせていただいて更新していきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。

84号の国民健康保険事業の特別会計の補正予算であります。

歳入につきましては、職員の異動等に伴う増額ということで196万3,000円の補正をしております。

歳出につきましては、これにつきましても、職員の異動等に伴うものをそこにあげております金額なんですけど、補正をさせていただいております。

それと、4ページのほうには87号議案ということで、後期高齢者医療事業の特別会計の補正（第1号）ということであげております。

歳入につきましては、先ほど一般会計のほうでもあったんですけど、一般会計が

らの繰入金ということで、事務費の繰入金、また、繰越金ということで、前年度の繰越金を1,041万8,000円を歳入のほうで受け入れております。

歳出につきましては、賃金関係につきましては、臨時職員の賃金やら社会保険料を補正させていただいております。

それと、後期高齢者医療広域連合の納付金ということで、負担金のほうで先ほどありました歳入で受けておりますけど、その金額を後期高齢者医療の広域連合納付金という形で支払うように補正させていただいております。

以上、簡単ですけど、補正の内容を説明させていただきました。

鈴木委員長 じゃあ、説明はよろしいですね。83絡みで84、87に移行するので、これは3議案全部まとめてになると思いますので、何か質疑等があれば。

秋田委員。

秋田委員 ただいまの説明の1ページの一番最初のところの福知小水力のところですけども、100万円の、説明では水力発電システム設置補助となっていますけど、これは設備のことでしょうか、それとも、水量チェックのことでしょうか、調査の。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 これについては、システムというか、発電所全て、全体のことでございます。今回、債務負担行為を補正させていただいたのは、今年度10月ないし11月着手の予定なので、着手のときにうちは申請していただくと。完了が来年度の末、平成30年3月末を福知のほうが予定されていますので、最終的に完了後にうちが補助金を出させていただくので、補助金をそのまま債務負担として平成29年度におくらせてもらうという形で補正をさせて、債務負担の補正をさせていただきました。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 ちょっと、はい、いや、ですから、今聞きたいのは、全体のことじゃなしに、全体のことなただけども、設備も含むという意味なんですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 はい、全て含みます。

秋田委員 発電機本体のことも。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 はい、そうです。

大畑委員 関連で。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 いいですか、秋田委員、よろしいか。

秋田委員 どうぞ。

大畑委員 僕もそこを聞こうと思っていたんですけども、これは福知の小水力発電については、話はずっと聞いていましたけど、全体についての説明が委員会に出されていないですよね。ですから、全体に対する補助と言われてもそこが見えない。それから、全体の中でここに補助金を投入する理由が全くわからないということなので、そういうことをきちんと説明をした上で、この部分に補助を出すことによって促進をするなりどうこうという、説明が全く欠落していると思うんです。その辺ちょっと秋田委員が言われたのと同じ角度になると思いますけど、全体を説明していただけますか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 済みません。今回、出させていただいているのは、再生可能エネルギー利用促進事業補助金、太陽光パネル、それから、小水力、それから、ペレットストーブ、それから、薪ストーブ、その中での一環として最高額を100万円という形で太陽光なんかの、ああ、ありますね、その中の一環として補助を出させてもらっております。あくまでも再生可能エネルギーでCO<sub>2</sub>削減とか、電力需給率の部分で協力していただいていること、個人が多いんですけど、その部分と同じ形で補助金を100万円支給させていただいております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 今ある補助金要綱にあるさかいに出すんやということかもわかりませんが、福知の小水力発電が今こういう状況にあって、この部分でこの補助金を使って小水力、この再生可能エネルギーの利用促進にというような、具体的な話は何も聞いていないんです。今補助金要綱をつくつとるからそれに当てはまるさかいに出しますんやと言われても、そこを聞いているんです。それで何でそこに適用、その補助金を適用できるような段階にあるのか。段階じゃないけど、そういう中身なのかどうかもわかりませんよ、福知のことは、全く。福知でやるという話だけ聞いていて全然説明ないですから、その辺のことがちょっと全くわかりません。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 福知のほうは今、最後の詰めで地元説明とか、各入られておまして、全体の意識の形成というのか、意思の疎通といいますか、図られています。いろんなことはあくまでも福知小水力発電の株式会社の中でございますので、それらのことについてはまた最終的にこういうことが決まれば、確実にこうなりますというふうに決まればまた議会の中で報告をさせていただくこともできるかと思うんで

すけども、今はいろんな部分で会社そのものが意思を決定されているところなので、まだどここの路線を通して、どういう形で事業費が何ぼ要ってとかいうところまで公表できる状況にはなっておりません。ただ、年度内には着手して、来年度中にはやっていこうという形になっておりますので、直接市の事業ではございませんので、固まりましたら、また報告はさせていただきたいと思っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、ですから、そういう全体が固まっていない中で、今補助金100万円を執行することが妥当なのかどうかという判断を含めてわからないじゃないですか。だから、要綱があるさかい、それに合致する内容だからということだけ言われても、本当にどこまで進んで、本当に実現可能な段階にあるのかどうか、そういうことを含めて、この100万円投じることによって、実現なおプラスになっていくんだということが見えたら、これはもうはっきり判断できると思うんですけど、まだわかりません。不透明な部分があります言いながら、要綱に合致しているから出すんですと言われても、それが本当に要綱に合致している中身なのかどうかもわからないですよ。今まで委員会でそんな説明ありましたか。僕が聞いていないんだったらあれですけど。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 この問題は、省エネルギー、再生可能エネルギーという位置づけでいうたらそれはここに100万円設定するというのも、ペレットも太陽光も同じだということだったら、それは小水力も同じだという解釈はそれでいいかもわからん。しかし、小水力の現実は、まず水利権の問題だとか、それから、水量の水利権の問題とか、第一にまずやらなあかんのは水量の年間安定水量がとれるかどうか。とれるとなったら水利権はどう使われるかということ。それもできて、関係者の同意がとれたとしたと仮定して、設備を入れるとしたら設備になるわけやけど、設備、小さく見ても億単位ですよ、水量、溝端でやるようなものと違うわけやから、とってくる場合は。そうしたら、それで100万円いうたらそれは成功するようならいいけど、そんなことはあり得ないと思うんやけど、そこら辺のところの質問を今しよるのに、発電機本体の水量チェックも含むなんて簡単に言うてるけど、計画が甘いんじゃないか、逆に言うたら。甘い計画に100万円なんか、東京都の財源があれば別だけど、宍粟市じゃあれへんで、財源。そこら辺のところ、何かちょっと説明が非常に足らんと思うんやけど。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今、秋田委員が言われたような水量とか、そういう部分については、事業性評価という中で、まずできるか、できないか、水があるか、ないか含めて調査していただく中で、採算ベースにまあまああるなということがありまして、それが前提になっておりますので、そういうのに調査は市のほうがやらせてもらって、今年度より前の部分で出させてもらっています。といいますのは、やっぱりまずできるのか、できないのかのところから自治会への負担ということまで求められることで市のほうがやらせてもらっております。その中で、決定してやれるなということがあって、この小水力発電という形になっておりますので、その部分はそういう形で御理解していただきたいなと思います。

ただ、あと補助金の部分については、今御指摘のとおり、金額の割合からすれば少し少ないかと思えますけども、これについては、県の補助とか、県も一生懸命補助なり、融資なりで頑張ってくれておりますので、それも含めてやっていける方向で頑張っております。

以上です。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 続けて。今の説明であの計画が引っ込み思案にならず前向きにやらええという考えももちろん成り立つけども、過去、木質ガス発電で失敗しとってやろう。実証実験すんなり終わったんやと言うけど、僕はずっと実験見よったけども、電球がぼおっと電気がつくぐらいのところを実証実験は終わりや、そんなに過去ずっと400万円も、800万円も入れとるけど、また同じことするんじゃないかという、そういう心配をするんです。だから、やるとなるんだったら、成功させるために徹底的に成功するところまでやるということやし、実証実験やったらやめたほうがええと思う。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 実証実験じゃありません。これは自治会のまちづくりのために最終的には資金を得ようということで実証実験じゃございません。明らかにもう営業的に成り立つということを前提に今、地域のほう進められております。

秋田委員 わかりました。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 私は、その目的とか、それから、性能試験で可能性があるとかいう、そういうこと聞いていますから、そういうことに対して否定しとるんじゃないです。ほんまに資金繰りに困っているという話も聞いているし、そういうことがきちっと

整ったのかどうかということとか、それから、県道の掘削が必要になるでしょう、配管。それが自治会がやることですから、県はそんな許可出しませんやんか。市がその裏づけというか、担保性を提供しないとできませんよね。そういうことまできちっと全部整えた上で、これはもう実現可能というふうに判断して100万円補助金オーケーというふうに判断していいのかどうかということで聞いているんです。その辺がぼやっとしていて、可能性があるから出したれみたいな形はどのようなかなということを行っているので、そこをはっきりしていただきたいんです。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今大畑委員が言われたように、いろいろ諸問題あります、正直言って、御指摘のとおり。それも踏まえて全てが解決して初めて工事に着手になりますので、そういう部分が実際に工事になれば、それが今年度中になるということで、完成が来年という形なので、債務負担行為をもたせてもらっています。まずは何もが決まっていない中で、うちが交付することはないです。明らかに工事がいけますよという形になって初めて着手するときも向こうから出ますし、いく形になります。ぼやっとした中で出すつもりはございません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。そんなら、その県道の問題なんかも市ははっきりと方針を出したわけですね。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 その部分は少しまだ明文していません。ただ、できる方向でやらないとこの部分はできませんので、そのようなところは調整させていただいて、対応させていただきたいと思います。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 よろしいですか。先ほど大畑委員さんが言われましたとおり、県道の埋設、また、資金の調達でいま一つの山を迎えて、地元のほうでもいろいろと議論をしていただいている。その中で、県道の埋設については、やはり市も補助金としては何億円のプロジェクトの中で、こんな100万円程度の補助しか出せないんですけども、やはりそういった小水力をやるうと最初に立ち上げようとする自治会に対しまして、市としては全面的にバックアップすると、当然、事務レベルの部分についても、こちらのほうができるものについてはこちらのほうで書類を作成したりとかいうこともやっておりますので、今、県と地元と市と三者合わせてどういった施業をすればいいのかというようなことを詰めて再度やっておりますので、市

としてはこうだから、地元だから市のほうがお手伝いできませんとか、そういうスタンスはどうでもとれないので、市としましても前向きに考えていこうというふう  
に考えております。

それと、もう一つ、3億6,000万円から4億円ぐらいの事業費が要るわけなんですけども、それを地元のほうで工面をしていただく、県の補助を使ったりとかされるんですけども、やはりそれとてお金を集めるというのはかなり苦労されています。その中で市としましても、こういった融資制度がありますよ、国とか、県とかありますというようなことで、それにつきましても御紹介をしたり、また、県のほうにもお願いをして、そういった資金繰りもできるように何とかやっていきたいと。

一応これらの山が今年中だというふうに思っておるんです。それで、当委員会のほうでも報告なんかしたいんですけども、やはり今、非常に地元、大切な時期になっていますので、その山を越えたら地元に対してこういった場でお知らせなり、状況を報告していくというようなことを、了解を得て報告のほうをしていきたいし、また、福知だけじゃなしに、次2つ目、3つ目というように順次ありますので、何とかこういった取り組みをほかの自治会にもPRして、それぞれの地域で小水力がやれるような、地盤があるようなところがかなりありますので、何とか前向きに考えていただきたいような、パイロット的な事業にしていきたいと思っております。

本来ならば、市の補助金とかいうのをうん千万円とかいうクラスで出せばいいのかもしれないんですけども、なかなかそこまでの余裕もありませんし、また、補助金でこういった事業をやるべきなのかどうか疑問な部分もございますので、100万円程度の金額にはなるんですけども、何とかこれを有効に活用して、地元のほうでも前向きに事業を取り組んでいただきたいというふうに思っています。

また、詳しいことができましたら、当委員会のほうに報告のほうをさせていただきます。

大畑委員　ちょっとその前に。

鈴木委員長　大畑委員。

大畑委員　理解しました。ただ、今後も含めてですけども、補助金でこんな大きな事業に補助金を充てていくというのはそれはもう理解は得られると思うので、やっぱり融資制度とかいるんなものだと思う。そういうときに、金融機関なんかは投資するためには、やっぱり市が、行政がしっかりとかわっていく、そういう信頼、その事業の信頼性を高めることで銀行なんかも融資するわけですから、やっぱりそういう役割を市が果たしてもらいたいなというふうに思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 申しわけないですけど、この補助金要綱、補助金交付要綱の何に合致するかがよくわからないんです。それで、補助金額でいうと、これは上限の700万円として補助経費の実費の2分の1以内云々というところが該当するのかもしれないんですけど、どうなのか、なぜ100万円なのかということの根拠が示されないと、この金額が妥当なのかどうなのか全くわからない。福知の事業費がこれくらいかかって、ここは県の補助を使っている、ここは融資で何とか地元が頑張っているというところでここを市が補助するんだというところの全体像がわからなくて、とにかく100万円程度とか言われても、それは税の使い方としてオーケーするわけにはいかないというか、オーケーもくそも判断ができないので、そこを示していただきたいんですけど、それが全くわからないんです。補助金の何に合致しているのか、それとも、合わせ技でほかのところももってくるのか知らないんですけど。

それと、あと一つ、パイロットケースだから云々、何としても成功させたいんだというようなことは、あくまで例外規定になってきてしまうので、そこは今後続くときにもそれが前例として残ったら、それは支出の根拠が成り立たなくなってしまうから、そこはしっかりしていただかないと。債務負担行為で実際に払うわけでないから云々という話なんか知らないけど、よくわからないんですけど、とにかくなぜ100万円なのか全くわからないんですけど。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今ちょっと手持ちないですけども、補助金要綱を出させていただきます。先ほど委員長が言われた部分については、木質バイオマスの制度に係る部分なので、あとは太陽光とか、水力発電とか、地元が地元の活性化のために何々する部分については100万円という形の要綱がありますので、提出させていただきたいと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この補助金ではないものも100万円ですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 いや、いや、再生可能エネルギーの中での補助金要綱の部分でございます。

鈴木委員長 資料を出してください。ちょっとその金額の妥当性も含めてルールに乗っかっているのかどうかをチェックしないと。これは申しわけないですけど、ぶっちゃけていえば、議員がかかわっているところなので、そこに何らかの関与があ



ってはいけないので、だから、あくまでこれは市民というか、自治会とか、どの市民にも当てはまるんだということを証明していただかないと、こちらの立場がないので、申しわけないですけど。

宮田環境課長 出させていただきます。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 先ほど小田部長の説明の答弁の中で、ほかにも二、三件という話が、コメントがあったと思うんですけども、これは確か同じ類いの小水力の開発検討を千種でも検討されている、そのことになるんですか。あと、波賀とか、こちら城下地域とかそういうこともあるんですか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 千種のほうでもあります。それと、一宮のほうでも2件ほどそういった小水力ができないかというようなことで、調査業務をされたりとかしています。今のところそれぐらいかな。

秋田委員 一宮と染河内地域のこと。

小田市民生活部長 染河内と。染河内が1件あります。

秋田委員 染河内。

小田市民生活部長 もう1件はちょっと場所のことはちょっとまだ不確定といったらあれなんですけども、広域的なところが何ぽかあります。

秋田委員 わかりました。

鈴木委員長 とにかくその100万円の根拠というか、支出、債務負担するということの根拠を示してください。

ほかに83に関して何かありますか。

東委員。

東委員 もらっとる資料の1ページの下のほうの歳出のところの賃金がありましたね。個人番号カード交付金職員の賃金ということであがったんですけども、これはそれだけを交付するのにこれだけの費用をかけなきゃできなかったの。できないのかな。月50万円余り、そのぐらいハードな仕事なのかな。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 その部分につきましては、当初予算のときには4月から9月いっぱいまで3名分の賃金を置いておりました。今回10月から3月いっぱいまでの6カ月間の3名分の賃金になっております。

以上です。

鈴木委員長 東委員。

東委員 じゃあ、最初、3名でこれだけでやれると思って置いていたけども、それができなかったのもたまたま置いたということ。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 御存じのとおり、マイナンバーカード、なかなか交付が進んでいない状況で、9月いっぱいまでには今よりもっと交付ができるだろうと見込んでおったんですけども、10月、既に写真のサービスを始めたりしております。そんな状況でもっと普及、申請していただくということで、今回さらに交付をしていただくということで置かせていただいております。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 当初9月までの3名ということで、窓口のところで申請の業務をしていただいているんですけども、先ほど課長が申しましたとおり状況が芳しくない。その後、写真撮影を行ったり、また、地元へ出向きまして、100歳体操とか老人クラブの会合のときに御説明をさせてもらって、写真、一番手間がかかる写真を撮影したり、申請書をつくったりとかというような業務をさせてもらっています。

それで、今後につきましても、一応半年間、3名の方に引き続き雇用させていただいて、交付業務、継続して進めるということで、今までじゃなしに、もっと実際に写真撮影をしてから来られる方々がふえているという実態があるんですけども、さらに窓口を拡大をするなりして対応をしていく、何とか普及率を伸ばしていきたいというふうに考えております。今のところ、写真撮影はやっておるんですけども、この後、何かできることがほかにないのかという、いろいろとチャレンジしまして、窓口に来られる方、もっと多くなるように鋭意努力していきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 東委員。

東委員 そうならなかったら今度、年度末に減額するという、減額補正出すということ。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 一応方向としては、そのまま邁進、邁進が全てといたらあれなんですけれども、プラスの方向でマイナスがないようにやっていきたい、頑張っていきたいというふうなところ。それで、6カ月分をまたさらに追加したというところでは。

大畑委員 関連でいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと東委員がおっしゃっていることの趣旨に答え切れていないと思うんですけど、6カ月で十分できなかったからさらに6カ月置いてやりたいんだということで、じゃあ、6カ月延ばすことで、何を具体的にどれだけのことをやってどのくらい延ばすために継続が必要なんだという説明をしないと、ただ、9月まであかんかったから3月までと言われても説明がつかんのじゃないか、これだけの金額ですから。ですから、今、この説明を聞いても、具体的にあと6カ月で雇用を延長して、こういうことをやってどうしていくんだという、具体的なものというのはいないんですか。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 具体的には、カード、人口の10%、4,000枚を交付しようということでやっております。今現在、交付しているというのが1,700枚少し、既にカードを申し込みますよという方が2,500人前後おられるんですけど、その方の交付も含めさらに交付申請をしていただくということで、何とか1割目標に交付したいという思いで今回半年分お願いして、そこまでもっていきたいということでございます。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 交付枚数は目標ではあるんですけど、それだけ税投入したときに、どれだけ利便が増すかということのほうが重要であって、すなわち人口の10%交付したことによって何が便益として発生するのか。コンビニ交付も全然進んでいなくて、それによって時間外の賃金が削減されて云々とかいって、コンビニ交付に対しても大分お金使っていますし、とにかくそれだけ税を投入したことによってどれだけ市民に対して便益が発生して、その総数からいくとペイできるんだということ、根拠を示していただかないと、人口の10%という根拠自体が全く意味が見えてこないんですけど。それを発行したからといって何が手に入るんですか。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 先ほども申し上げましたが、コンビニ交付の件につきましてはなかなか進んでいない状況です。進んでいない状況ですけれども、コンビニ交付の利便性としましては平日以外、土日、時間外にとれると。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃなくて、別にカードをもった人が全部コンビニ交付に行くとは限らないわけですから、とにかくカードを発行するのは人口の10%だという根拠ですよ。

それだけ発行したらどういう便益が発生してこれだけ税負担することの了解が得られるということを説明いただかないと。だって、300万円をまた半年間、臨時の方を雇って発行するならするでしょうけど、発行したからって、その300万円を投入した効果がそれを上回らなかったらやらなくていいですよ、はっきり言って。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 コンビニ交付以外でいいますれば、高齢の方ですと、窓口に出せ証明されるときには本人確認ということでいろいろ番号と顔写真つきのものを提示していただくようになります。今回、この申請されたマイナンバーカードを使うことによって、窓口ではそのカード1枚で顔写真と番号が確認できたり、そのような手続の手間が省けたりしているのも大きな利点になるんじゃないかと思っております。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だったら、それしかとかも含めて、どういう年齢層に対して何%とかというふうに個別にしなきゃいけないわけじゃないんですか。はっきりいって、子どもとかばかりで10%いっても意味ない話ですね、そのよさは。発行して、これだけのお金をかけて発行することで、カードが子どもとか赤ちゃんとかに部分だけが発行されていたら便益が発生しないという話ですね。とにかく国が進めているからというような曖昧な根拠で市民の税を投入することはおかしいと思いますけど。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 年齢別と言いましても、市から市外へ働かれています方につきましては、そのカードをもたれますと、わざわざこの市役所まで証明書をとりこられなくても、お近くのところで、働いておられる近くのコンビニで証明書がとれるというようなことが重きになっております。平日、土日祝日、取得の割合についてもまだ土日祝の割合は2割強ですか、とどまっておるんですけども、時間外については、平日の時間外については4割の方が平日の時間外、具体的に言いましたら、朝6時半から8時までの間、あるいは、夕方の5時から11時の間、とれるようなことができますということでございます。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、時間もないので、とにかくなぜ人口の10%かという根拠を教えてくださいませんか。例えば、子どもだったらこれだけくらいをめどにして、その方がこれぐらいの便益が発生するということの積み上げで10%発行すれば

ペイできるんだというか、利便が発生するんだということを示していただかないといけないと思うんです。なぜじゃあ10%なんですか。なぜ人口の10%を発行するのが目標なんですか。その目標を立てた根拠というのはどこからなんですか。それぐらいあったらいいぐらいですか。

榎橋副委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 以前、住基のカードのときに3,400枚程度発行できておりました。マイナンバーのカードにつきましても、その3,400枚程度プラスざっと4,000枚を目指そうということで今回、人口別にパーセンテージを設けていませんでしたけれども、おおむねその枚数でいこうということであげさせていただいております。

鈴木委員長 東委員。

東委員 ええんですけど、よろしいか、ええんやけども、カード交付は受け身ではだめなのかね。これだけ置いて、どんどんどんどん能動的にやらないとだめなのか。いや受け身でもいいのか、その辺がどうもわからないんやけど。だから、受け身ではだめなんですか。必要に応じて、はい、やりますよではだめなんかいな。そんならそんなに体制を組まなくてもできると思うんやけど。だから、体制を組んで、どんどん前へ進めなきゃいけない理由は何なのか、さっき言った、コンビニですするのに便利だからそのほうがええですよ程度なの。ちょっと言わんとしていることがわかってるかな。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田生活市民部次長 先ほど来、そういう話が出ております。もともとコンビニ交付という話を進めさせていただいたのも今現在、下の市民課とか、各市民局の窓口でたくさんの受け付けをさせていただいておりますが、そういったものがコンビニ交付のほうに少しでも移行していただけることで、こちらの中の窓口対応がより丁寧にできるなという、そういったようなところもあって、コンビニ交付を進めたところです。コンビニ交付を使っていただくためには、マイナンバーカードを受け取っていただくということがまず大前提になりますので、そういった意味も込めてカードの推進を、交付の推進をしていきたいというのもあります。

また、国のほうも今、カードにいろいろな付加機能をつけようということで、今は公的認証というようなことで申告とか、そういったようなものには今も住基カードとか、付与がされていたら、失礼しました、e-Taxというんでしょうか、ああいうのをされている方がおられたら、そちらのほうの付与も今回のこういうカードにもついているんですけども、いろんな機能をこれから付加されていくのではな

いかなということも想定ができる中で、カードのほうをできるだけ受け取っていただきたいなというところがあるということで、ちょっと説明が下手なんですけど御理解いただきたいなと思います。

鈴木委員長 東委員。

東委員 もういいですけど、どうも、ちょっと例を挙げると、今スマホというのが流行しよる。みんなスマホにしなさいというるように思えてしょうがないけど、しなくても別に不自由はしないんですけど、電話、携帯電話で十分なんだけど、皆スマホにしなさいという随分誘いがあるけど、そんな感じに思えてしょうがないんやけども、まあ、いいですわ。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 マイナンバーのことは、カードはもうこれ以上普及しないというか、もうまた住基と同じ道を歩むということが大分うわさにされていて、どちらかというところ、東委員がおっしゃった、スマホとかのSIMのほうは個人認証としては優秀だということで、そちらでかわれるんじゃないかということをもう多分厚労省あたりの人も薄々気づいている部分があって、もうニュースにもなっていることがあって、多分、それもあるし、いろいろ手間をかけてカードを手に入れたところで、何ら苦労に見合っただけの利便が得られないということで市民も別にもたなくてもいいと、番号は付与されているわけなので、カードにわざわざ記載する必要はないという判断をされていて、多分、これ以上は激増することはあり得ないと思うので、なので、そのあたりも含めて、どこかで見切りをつけていかないと、それに対してのわざわざ臨時の方を雇ったりとか、確かにその方々にとっては一つの雇用という意味では重要なかもしれませんが、税負担という意味で考えると、どこかで見切りをつけていかないと、どんどん持ち出しだけがふえてしまう状況があるので、そこはしっかりと情勢を見きわめてジャッジして、単なるルーティンな業務にするんだと。特別なものじゃなくて、もうそれは市の正規の職員の方の一業務範疇におさめるとかいうことをしていただかないといけないと思うので、そこはしっかりと情報収集してジャッジをお願いします。

ほかに議案83号でも、84、87。

大畑委員。

大畑委員 2ページのほうでちょっと聞かせていただきたいんですが、ページ22の関連予算書の一つはあじさい苑の修繕266万1,000円の補正が、増額補正があがってきているんですが、確かにこれは宍粟市が管理しているところだと思うんですけど、

負担についての考え方というのはどういうふうに定められているんですか。姫路市との利用ですよね、ここは。そういう負担の関係、あるいは、指定管理で一交通さんが今やっておられるかな、その辺です。これは全額市が持ち出しをして修繕をやるという取り決めがあるんだったらそういう取り決めがあるということでちょっと説明をいただきたいと思います。

鈴木委員長 答弁をお願いします。

宮田課長。

宮田環境課長 今現在、宍粟市と姫路の関係は、業務全般は宍粟市がやって、それに必要な部分は姫路市からいただくという、委託契約をさせていただいています。通常のランニングコストといったらちょっと語弊があるんですけども、運営の中で必要な部分については取り決めして、個人さんからいただく部分じゃない部分は姫路市のほうからいただいているようになっております。小さな修繕も含めてその中でやりくりをさせていただいております。人体でいえば、1体当たり5万円を姫路のほうから負担していただいております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ですから、説明してください、姫路市に負担があるんだったら。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 あくまでも修繕費でございますので、通常の運営費の部分の中でありますので、姫路市の負担としてはございません。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 今、姫路市の負担があるのはどういう場合ですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 1体当たり、姫路市さんのほうから大人であれば5万円という部分の委託金としていただいております。それは燃料とか、小修繕含めた部分の経費が入っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それは実際の処理に係る費用の負担をという話ですね。ですから、施設の維持管理はもう全額宍粟市がするという取り決めになっているのであれば、それはそういう協定がきちっとあるわけですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 姫路市と宍粟市の委託という形でさせてもらっております。契約書

はあります。運営についての。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、その基本一体というか、の火葬に対してのいわゆる負担金というのは個人さんが払うのじゃなくて、姫路が別にオンしているということ。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 そうです。個人さんは姫路市さんが決められた分をもらってますし、プラス不足する分は姫路市さんからもらっております。

大畑委員 いや、ですから、当然そういうふうに使われるときに、施設というのは磨耗していくじゃないですか。でも、それはそういうものは修繕料、全部宍粟市が払うけども、実際使用料の中にそれはオンされていますから、実際姫路市からもいただいていることになるんですよというふうに解釈したらいいのか。いや、いや、そうじゃなくて、丸々宍粟市がもう全部かかる維持については見ることになっているんだということなのか、その辺ちょっと明確に教えてもらいたい。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今、委員が言われたように、小修繕も含めて入っておりますので、ランニングコストの中にそれでいただいております。

大畑委員 わかりました。

鈴木委員長 長尾次長。

長尾市民生活部次長 ちょっと補足なんですけど、先ほど大畑委員のほうから、指定管理というようなお言葉があったと思うんですけど、指定管理じゃなしに、通常の委託管理を計上しております。そこはちょっと。

大畑委員 済みません、申しわけないです。

(「ランニングに入るとるわけやな、そういうことや」の声あり)

大畑委員 続いてよろしいか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ごみ袋代で質疑が出まして、小田部長のほうから答弁があったんですが、入札による減額という説明ではなかったことやね。いろいろ在庫も全部調査して、必要枚数を計算して確定させてそういうふうに減額したんやと、精査している中で、今回減額補正をあげているんやと言いましたよね。これは入札による減額とちょっと意味が違うように思うんですけど、そこをもう一度教えていただけますか。

鈴木委員長 小田部長。

小田市民生活部長 ちょっと言葉足らずだったかもしれないですけども、当初予算



を立てたときに、1月ぐらいに在庫数をカウントしまして、それで大体この数量、資源ごみ袋が何千セット、可燃袋が何千セット、そういった数量をはじいて、前年度並みの予算で、単価で予算を計上するんですけども、当然、4月に入りまして、発注をかけるときにはその枚数というのは変わってきますので、多くなったり、少なくなったりする部分があります。その部分で当初の部分が変わると、金額的に変わるという部分があります。それとあわせて入札発注しますので、当然、減額というのは出るんです。ことし、平成27年度につきましては、相対的に全部袋が、単価が落ちたというようなことがあって、そっちのほうの減少のほうが大きかったということで、本会議で質問受けたときに、可燃袋なんか、資源袋かどっちかということだったんですけど、ちょっと説明がまずかったんですけども、そういった単品ごとに入札発注をやっていなくて、もう全体のごみの袋を6種類か8種類あるんですけども、そのやつを一括で発注しますので、資源ごみ袋が幾ら減額になったかというものはなかなかはじめにはちょっとはじきにくいということで回答させていただきました。

大畑委員 意味がわかりました。いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう面での今回の補正はわかりましたが、当初予算の段階以降に、今回の資源袋をもう市が作成する袋じゃなく透明袋にかえていくという話が出ましたから、それがまだ実施されへんけども、今年度中にされとったら、さらに袋はつくっちゃっているけど、袋は余ってしまう可能性がありますよね。その辺はそういう考え方でよろしいですか。それをどうするかなんやけど、そういう考え方やね。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今年度の部分は発注させてもらっておりますので、今年度の部分については、今年度ではけていくだろうなということで。

大畑委員 使い切りたい。ちょっとでも市民負担から考えたら、つくったやつをどうでも使い切るんやということじゃなくて、市民負担のことを考えていただきたいというふうに思います。

続いて、よろしいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 クリーンセンターの熱交換器の改修工事費がありましたけども、これは更新すべきと判断したというふうに次長がおっしゃいましたが、その判断基準、どういう検討の中での判断だったのか、もう少しちょっと詳しく教えていただきたい

と思います。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 例えば、数値的にこうなったから、今回書き出していただいたような具体的な数値はございませんけども、前々から年とともに乾燥炉の部分がクラックが入り、それを修繕しながら使用させていただいておりました。昨年度も、ただ、当初予算の中では今年度もぎりぎり修繕の中で対応できるかなという思いはあったんですけども、業者と協議した中で、やはりもうほぼ限界できておるなということで、確かに、山の上ですから、環境面、人家とかありませんから、環境を少しはこれまで悪くても問題なかったけどもそれもちょっと耐えられん状況になったので、ちょうど作成から完了までになれば、約半年近くはどうしても要ります。汚泥の部分が発生するのは冬場、どうしても少なくなっておりますので、12月では間に合わんなど。9月の補正で対応させていただいて、長年の懸案であった修繕をやりかえることによってより環境のよいものにしていこうということで、今回計上させていただきました。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 修繕しながら、しながらということやってこられたんでしょうけども、もう既にじゃあ耐用年数はもう完璧に更新時期を迎えとったということなんですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 耐用年数、全体の耐用年数としてはまだ施設そのものはいけるなという思いはあるんです。においもありません。ただ、機器がどうしても熱を受けたりとか、条件によってこの機械は標準10年ぐらいであろうが、もつ場合は15年とかありますので、ここの今回乾燥炉については多分寿命的にはもう七、八年のものだと思んですけども、修繕入れもってやらせていただいたんですけども、中のいろんな部分がもう修繕では対応できないという状況まで陥ったので、今回、かえさせていただくということで補正を組ませてもらったんです。ほかの部分が寿命きとるということじゃございません。

以上です。

鈴木委員長 12時を過ぎましたが、ちょっと継続します。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 耐用年数のことを説明ありましたが、結局、修理で修繕費をどんどんどんどんつぎ込んでいっても結局はどこかで更新するとなったときには、その更新の

時期をおくらせることが経費を増すことになりますよね。この修理をそこまで引っ張らなくても、ここで交換しておけばそんなに費用かかる、早目にやった分、修理につき込んだ修理費を使わなくて済むということも考えて、いわゆる耐用年数であるとか、ただ単に寿命を長引かせても結局は交換しなきゃいけないものになるということも考えて、その線引きはどうしてるんですか。いろいろな機器であるとか、財産の管理の部分で。

榎橋副委員長 宮田課長。

宮田環境課長 明確にはここでということはないですけども、業者が管理していく中で、年次的には修理をさせていただいております、継続的に。ただ、その中で、今御指摘があったように、直し、直ししながら後ろへ延ばしていたというのは事実でございます。ただ、機器が例えば8年ですよという機器が8年がきてめげるわけではございませんので、標準的に8年程度だということなので、それは修繕しながら長いことすることによって、例えば、8年の部分が10年使えれば、もし20年使える施設の中では2回で済むし、8年で交換しておけば3回目が要るし、それはなるべく経費を少なくするためには大事に使っていかうと。それでもなおかつだめになった時点では早い目に対応させていただいてかえるという形で、ケース・バイ・ケースで対応させてもらっております。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろいろ車とかでも結局このまま修理して乗り続けたら、燃費とかも含めてどれくらい経費がかさんでいくけど、今、更新しておいたらその分ということはやっぱり一般家庭でも算段するじゃないですか。それは、ではされているわけですね、結局。されて、いや、これは修理で寿命をある程度延ばしたほうが機器更新するよりも財政負担が少ないというジャッジのもとに修理をするのか、更新するのかというのはしているというような話。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 もちろん少ない経費ということが考えておりますので、そういう考え方ではやらせてもらっております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと済みません。先ほどの熱交換器、七、八年ぐらいと違うかと言われましたが、実際は何年使用されたんですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 ちょっと開始の年数がわかりませんが、大きな機械なので、あそこができてから以来修理しながら使ってきております。一遍もかえておりません。

大畑委員 あそこができてから今何年になるんですか。

宮田環境課長 約20年。

大畑委員 一宮のクリーンセンター。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 そうです。平成7年だと聞きましたので約20年です。

鈴木委員長 もうちょっと時間も過ぎていますが、補正の関係はよろしいでしょうか。きょうはそれ特別会計等で受ける部分はよろしいですか。

大畑委員 1つだけ。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっとよく理解できていないんですが、後期高齢医療のところの負担金ですが、去年の精算で1,279万1,000円が補正、87号議案で、今年度分の納付金というのが1,000万円補正でということなんですけども、去年これだけ精算で不足金が出ているということは、さらにその程度は予想されるということですか。今ここで1,000万円納付しても、さらに精算の段階で、来年度、平成29年のときに平成28年度精算、不足金ということでこうやって出てくるんですか。これのどういう変遷、今までの推移、よくわからないんですけども。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 この不足については、今まではどうどこぞ、不足するようなことなしにずっといけておりました。今回、医療費が国保のほうでも上がったんですけども、同じように上がったということで、ことは足りないということになって補正してくれということで通知があったので補正させていただいています。

以上です。

大畑委員 それはどっちの話ですか。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 それは一般会計のほうの。

大畑委員 1,041万4,000円の話ですか、今のは。

鈴木委員長 牛谷課長。

牛谷市民課長 1,270、2ページの、83号のほう。

鈴木委員長 では、よろしいですか。補正の関係、分科会の関係はいいですか、83、

84、87。質疑等十分ですか。

(「はい、結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、これで民生生活分科会を一旦閉じます。

午後 0時05分休憩

—————(市民生活部退室)

午後 1時29分再開

鈴木委員長 じゃあ、少し早いですが、おそろいのようなので、始めさせていただきます。

きょうは、午後、健康福祉部の審査ですが、まず、予算決算常任委員会の分科会のほうから、補正関係の議案のほうから入ります。その後、79号の分、その後継続調査という流れでいきたいと思います。

それじゃあ、お願いします。

それでは、済みません、開始が遅くなってしまいましたが、これより、予算決算常任委員会の第3回民生生活分科会をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、83号の一般会計からあと85、86、88、89という5議案補正関係になります。提案理由の説明は市長のほうから聞いているんですけども、ちょっと不十分な部分もありますので、簡単で結構ですので、各議案御説明いただけますでしょうか。83からお願いできますか。全部読むというよりも、要点というか、かなめのところだけで結構ですので、お願いします。

大島部長。

大島健康福祉部長 それでは、83号議案、一般会計補正予算につきまして、概略を説明させていただきます。

歳出のほうですけれども、年度途中ですので、事業費の精算を見込む関係で増減を行っているものであります。

それと、今回、前年度の事業の精算がありまして、国への返還金、あるいは、また交付をいただくということで、その関係の項目がかなりふえております。

それとあと、保健福祉課のほうですけれども、一宮とか、千種の保健福祉課のほうでは施設の整備を計画しておりますので、その点につきましても補正をあげさせていただきます。

あと、障害福祉課のほうですと、グループホームの新規開設がありますので、それにかかわります補助金を計上させていただきます。

あと、介護保険の関係では、特別会計のほうへ一般会計からの繰り出しを計上させていただいております。

続きまして、済みません、ページをずっとめくっていただいて10ページのほうなんですけども、こちらも真ん中のほうなんですけれども、母子家庭等自立支援給付金につきまして、高等職業訓練促給付金事業利用者1名増によりまして、その分につきまして補正をさせていただきます。

それとあと、11ページの健康増進課につきましては、不妊治療費の扶助費につきまして、8月以降の見込みと精査しまして補正増額させていただきます。

それと、12ページのほうですけども、社会福祉課のほうで、生活保護費の関係で、先ほど言いました国庫金の精算の関係でこれらをあげております。

それと、一般会計の歳出、13ページですけども、診療所の関係で補正をさせていただきます。

それと、15ページの下の方ですけども、衛生費の段ですが、予防接種委託料、ここでもB型肝炎ウイルスの予防接種が定期接種になりましたので、その分を、委託料を増額補正させていただきます。

一般会計は以上です。

16ページから特別会計になります。

国保診療所の関係の特別会計ですけれども、こちら診療報酬等の関係で補正をさせていただきます。

あと、人件費関係の補正があがっております。

18ページの一番下の段ですけども、施設の修繕料ということで、波賀の診療所の医師住宅を、次の先生が入られる間に修繕をかけるということで、修繕費を入れております。補正させていただきます。

それと、その先生の関係で、紹介手数料ですとか、ハウスクリーニングですとか、そういったことも新たに発生しますので、今回補正をさせていただきます。

続きまして、介護保険の特別会計なんですけれども、こちら事業の精査といたしますか、見込みの関係で補正をあげさせていただきます。

済みません、28ページのほうの訪問看護の特別会計、こちらにつきましても、人件費分の増を補正をさせていただきます。歳入につきましては繰入ということになります。

以上、項目だけを申しましたが、申しわけありませんが、説明とさせていただきます。

鈴木委員長 では、議案を分けて質疑を受けます。

83号議案、一般会計の補正予算の第2号の関係部分から、資料でいくと、1ページから15までということをお願いします。その中で、83号に関することで質疑を受けます。御意見等ある方、挙手をお願いします。

東委員。

東委員 1ページと、それから、歳出の8ページにありますけども、グループホームの新規開設事業の補助金ということで、これはどうなんですか。年度途中で新規開設ということになるけど、そんなのあるんかいね、年度途中で。全然関係ないの、いつでもあるの。

大島健康福祉部長 はい、年度ごとではないので。

鈴木委員長 ごめんなさい、回答のときも挙手願います。

大島部長。

大島健康福祉部長 年度ごとという決まりはありませんので、住宅を改修してグループホームをされる場合ですと、工期そんなにかかりませんので、こちらが把握していないのが途中から出てくるということもありますので。

東委員 じゃあ、委員長、次。

鈴木委員長 東委員。

東委員 ああ、そう。じゃあ、例えば、今9月ですよ。今度、12月にまたそういう事例ができてきたら、またそうするということやね。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 はい、おっしゃるとおり、この部分は備品の購入費に係る補助なので、今、こちらで把握している事業所等から聞いているのは、今年度2カ所の開設予定ということを知っておりますので、2カ所分の備品購入費に係る補助をあげておるということです。ですから、途中でもし3カ所目、4カ所目が出てきたときには、また今回には間に合いませんけども、補正対応させていただくということで、今年度中に開設するというのであればそういうことになります。

鈴木委員長 東委員。

東委員 それは、例えば、今回18万円収入ふえて36万円出しとるわね。その出すのはいいけども、その入ってくる、歳入はそれもいつでもということになるわけ、そういうことができるということ。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 歳入は県から、県の補助金というのが入ってきますので、年度

末の最終年の実績報告を市からしまして、それを受けて、出納閉鎖までに県から入ってくるということになります。

鈴木委員長 東委員。

東委員 だから、要は、年度は関係なくて、だから、平成28年度、平成29年度、そんなことはなくて、平成28年度でも自由にそれはできると解釈してええわけやね。結果、それを結んで補助をもらって補助をするということやね。こだわらないということやね、年度に。年度締めにかかわらずということやな。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 いえ、もちろん予算を伴いますので、単年度予算でございますので、平成28年度分は平成28年度に開設するグループホームが購入する備品について補助をします。平成29年度はまた平成29年度中にグループホームを開設されるところということで、年度の区切りはあります。

鈴木委員長 東委員。

東委員 だから、今は、平成28年度はこうしておいて、ちゃんと予算も立ててちゃんとすると。平成29年はまた29年でやりますよと。だけど、今、年度途中でそういう事例が、備品購入の事例がおきて、それは自由なんやなということ聞いたわけ。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 この補助要綱につきましても、前回、前々回でしたか、この委員会でも報告させていただきました、市としての補助制度としてもということで、それ以降、各事業所にその意向を問い合わせたところ、今年度で2カ所ということで、年度途中ですけども、今年度中にそこも開設する事業所があるということで、今回、市としても補助制度も制定させていただきましたので、補正であげさせていただいておるということです。

鈴木委員長 東委員。

東委員 大体わかった。

大畑委員 ちょっと関連で。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 2カ所というのはどことどこなのでしょうか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 今お聞きしておりますのは、ひまわりの家さんとはなさきむらさんでございます。

大畑委員 というのは一宮。



福山障害福祉課長 はい。

大畑委員 続けて。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 これはもう新規開設の立ち上げのときの備品補助だけで、その後、増設とかいう形の場合は対象にはならないんですか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 これは県の補助が随伴でございますので、県にも確かめた中では1回限りということになります。増設のときにまた新たに備品を買おうと、一旦補助を受け取って、また新たに2回目の補助を受けるといったことは無いということです。

大畑委員 次いっていいですか。

(「私、もういい」の声あり)

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 介護支援課から出ているやつなんですけども、介護ロボット、これはもう10分の10国庫なんですけど、具体的にどういうところに導入計画を、介護ロボットといっても非常に範囲が広いと思うんですけど、どういうところで活用しようという考えなのか、ちょっと教えてください。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 介護ロボット等導入支援特別事業というのは国事業なんですけども、市は県のほうとやりとりをして、申請とか、交付金みたいなことをやっています。

内容なんですけども、非常に介護従事者の負担が重いということで、まずは身体的な負担の軽減ということで、介護ロボットとはと書いてあるんですが、マッスルスーツ、着ると筋力アップみたいになって重い人をもつことができる。それから、もう一つあがっているのが、センサー付、ベッドにセンサーをつけて、今寝ていた人が起き上がったときに感知する、座ったときに感知する、ベッドを離れたときに感知、その設定というのは利用者さんによって、認知症の人だったらどこで感知するようにするかとか、全部感知するようなことだとか、そういう設定もできるらしいんですが、例えば、本来やったら寝てもらわんと安全が確保できん人が、勝手にといったら、失礼かな、勝手に起き上がったときに、転倒の危険性とかある人はすぐに職員が駆けつけるとか、そういう安全面に配慮できるような、そういう危険を察知できるようなセンサーをベッドに取りつけるとか、主に、2つ、ほかにもマ

ットみたいなものもあるらしいんですが、そういう介護ロボットなんです。アシモ君みたいなものを私もちょっと想像していたんですけど、そうではないようで、主にその2種類の介護ロボットに関する補助があります。

最初は、施設ごとでもオーケーだったんですが、非常に希望のところが多かったみたいで、一法人につき1カ所みたいな感じで、今のところ、宍粟市では6カ所の法人さんから希望が出ております。一法人当たりの金額というのも決まっております、割り戻しみたいなことで92万7,000円を上限とした6件ということで、この歳入、歳出のほうも計上させていただいております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、本人さんというよりも、もう介護する人の、従事者の負担を軽減するという、そういう機器に限られるんやね、ロボットも。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 確かに、介護者、介護従事者の負担軽減ということがまずは目的なんですけど、それを行うことによって、御本人、利用者さん、対象者の方の安全等も確保できるということです。抱えるにしてもしっかりと抱えることができる。それから、（聴取不能）率の高いほうが御自分で起き上がられたときに早目にそういう転倒を予防するとか、安全を確認するという意味では、最終的にはそこにいくかと思えます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それともう1件ですけど、その6法人が対象です。今後、ふえていく見込みがあるんじゃないかなと思うんですけど、これはなぜ当初予算であげずに補正になったのかというのは、何か理由はありますか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 当初予算の時期にはまだそういう事業についても明確なところが出ていなくて、交付要綱とかのあたりが示せていなかったんです。それで、そこから辺が出て、交付要綱等が示されたので、今回、補正であげさせていただきました。

鈴木委員長 よろしいですか。

大畑委員 はい、結構です。

鈴木委員長 ほかに何かありますか。

大畑委員 ほかいいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 いっぱい、いっぱいあるんですが、1つは、6ページ、7ページあたり、

保健福祉、一宮保健福祉課のいろんな修繕が出てきているのと、千種もトイレの便座取りかえ修繕とか、補正のときに何で今なのかというのがちょっとよくわからんのと、それから、千種については、7ページで遊具460万円があがってきているんですけど、これも当初計画ではなく補正でどんとあがってきて、それで、財源過疎債で過疎計画の変更まで議案提案してやっていく、何か唐突な感じを受けるんですけど、全体計画があって、この部分を今緊急的にやらなあかんというような話なのか、何か緊急性みたいなのが全く伝わってこないんですけど、そのさっきも言いました修繕も、これは壊れたから直さないかんねんけど、そういうものの緊急性、補正であげなければいけない理由ということについて、ちょっと説明をもう一度いただきたいです。意味わかっていただけましたか、まずは。

鈴木委員長 田村課長。

田村千種保健福祉課長 僕は千種保健福祉課ですので、千種の件について回答させていただきます。

まず、トイレにつきましては、これもエーガイヤは15年過ぎまして今16年目に入っております。それぞれトイレの便座がウォシュレットが、もう15年経過で全然きかなくなってくるのが順次ありまして、緊急で今何とか女子トイレの分、男子トイレの分それぞれ今使えていない状態なので、ちょうどこの4月以降全部動かなくなりましたので、何個か取りかえて、女子のほうですとお客さんも結構多いので、ウォシュレットを取りかえたいということであげさせていただいております。

それから、遊具のほうですけども、これも当初予算のときに、申しわけない、僕おりませんでしたけども、この4月以降、子育てとか、市民協働課のほうの事業の中で北部のほうの子育てのほうの山崎ですと夢公園とか、城の子公園とかあるんですけども、子育てのほうとして遊ぶところもなかなかないというふうなことが出まして、千種の場合ですと、子育てセンターが今あってそこに遊具と場所が近くにあるんですけども、この子育てのほうの話の中で、遊具をもう少し年齢層の高い小学校小中学年まで遊べる遊具を設置してほしいという御要望がありましたので、今、ある複合遊具は幼児用でございます。その辺を少し充実してほしいということが出ましたので、今回、何とか対処したいということであげさせていただいております。

それから、ふれあいサロンの調理器具ですけども、これにつきましても、4月下旬、5月にかけてまして、これだけの調理器が全て故障しまして、それと、冷蔵庫ですと8度以下に下がらない、また、製氷機も溶け出したということで、もうこれにつきましても全部15年が過ぎております。本来、10年から15年の間に、電気器具で

すと10年が一つの目安ということは業者から聞いておりますけども、これにつきましても早急にかえなあかんということでかえさせていただいて、これにつきましては、本来入札ですけども、市がやりますと2カ月、3カ月以上かかりますので、指定管理先の室自治会のほうで対処していただきまして、その後、市のほうが負担して導入するという、負担して補填するという形になっております。

千種のほうから以上であります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 遊具ですけども、ここに説明では現在の遊具が経年劣化等で傷んでいるための更新というふうに書いてあるんですけど、今、課長が言われたのやったら、子育て会議、そういう場で要望としてあがってきたみたいなニュアンスなんですけど、ちょっと理由が違うような気がするけどね。

鈴木委員長 田村課長。

田村千種保健福祉課長 済みません、今遊具のあれも経年劣化、ある種ちょっと傷むところもあります。かなり色もはげておりまして、子育てのほうから、それもできたら幅広く上の子まで使える遊具、滑り台からのぼり棒がついている、また、ジャングルジムと一緒にあった遊具を、できたら今の遊具よりも充実したやつを設置してほしいという要望がありましたので、今のやつもずっと経年劣化をしているのでそれをかえるということでございます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 田村課長の言うていることとちがうかもわかりませんが、千種のほうにあがっていますけど、ほかの地域は全然あがってきていないんですが、波賀、一宮、そこはどういう考え方なんですか。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 特に北部地区には同様の要望等がありまして、今現在、検討しているところですので、それは設置の方向で場所のこととか、そのあたりのことでもありますので、今回の補正に間に合っていないという状況なんですけれども、実情としては内部で検討中というところになっています。

それと、よろしいか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そこで思うんですけども、だったら、そういう全体の一つの絵を描いて、それで当初予算からスタートしようかみたいなのが僕はいいなというふうに思うんですけど、なぜこの千種だけこういう補正で緊急であがってくるのかなというふう

に思う。そこがちょっと不思議だったんですよ。ですから、緊急性の理由がちょっとよくわからない。これは多分エーガイアの河川のあそこでしょう。そこが本当に適地なのかどうかというのも含めてもう少し検討があってもよかったんと違うかな。遊具の劣化が激しいといろいろ危ないですから、遊具、死亡事故につながる可能性もいろいろあるわけですから、そういうものを今まで放置しとったんかなということも思ってしまい、その辺はどうなんですか。

鈴木委員長 田村課長。

田村千種保健福祉課長 毎月1回、僕らの目視ですけども確認しております。それで、今たまたま今のは幼児用でプラスチック製でございますので、鉄のやつでございませんで、その都度ふぐあいのところをちょっと結んだりして、今のところはそれで済んでいたんですけども、今後、もう一つ大きくなる、大きい子の対象の入れようとするやつですと、その辺のことも含めて、これからきっちりとメンテもあれで、今までの中でのことを一応検討しております。

以上です。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 済みません。そのあたりは基本的には遊具にしましても、施設の修繕にしましても、年度の予算要求、当初予算要求の時点では各所管の担当課としたら修繕要望は基本的にあります。当初予算の編成時点においてなかなか厳しいというようなこともあったり、特に、修繕なんかは枠配分のような形で当初予算措置されますので、特に先ほど一宮のほうはまだ説明していないんですけども、特に一宮のほうは次年度の子育て包括世代の支援センターのことなんかにもらみ合わせて、改めて現在ない個別の相談室をつくりたいというふうな思いもあって今回の補正要求になっておりますし、この遊具にいたしましても、基本、傷んでおります。特に、千種につきましては、千種の保健福祉センターの所管しております千種保健福祉課として予算要求をしておりますけれども、今現在、一宮、波賀で検討しておりますといえますのは、今後、その地域に遊具を設置するにいたしましても、基本、設置をする、管理している部署からの恐らく予算要求になってこようかと思えます。現在、一宮、波賀の保健福祉センターについては、現状の遊具設置をしておりますので、新たにつけるか否かについて、管内全体、市役所全体の中で調整をしておるといふような状況になっております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました、わかりましたけど、そこもちょっとわからんところで、

千種は遊具に関して保健福祉センターが管理している。子育てとの連携みたいな、エーガイヤの利用者とか、あるいは、子供、幼児が来られる、子育ての事業なんかで利用してもらおうということで、エーガイヤを管理、監督されておる保健福祉課が担当すると。ほかはまた別の部署、ほかの一宮と波賀は保健福祉課じゃなくて、もっと遊具というものがまちのエリアでどこが担当するかというのはまた別の問題になっとるでしょう。だから、山崎なんかはまた土木部があそこの河東の公園の担当したりして、だから、何か遊具なんかの位置づけがほんまどこがきちっと絵を描いているのかということが全く見えんです。それぞれの部署が遊具が必要やとか、必要でないかということ、単にそこだけの判断やなしに、もっと全体的な絵があって、子育て世代の人たちへの遊び場の提供として考えていこうみたいな、もっと大きなものがあったらええんと違うかな、そうしたら、それに基づいたら適地はどこなのかとか、いろんなことになってくるんじゃないかなと思うんですけど、何かそういう全体の絵が描けていないから。それで、ぽっと出てきて。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 まさに御指摘のとおりと思います。この遊具につきましても、今、この予算要求として千種保健福祉課が前面に出ていますけれども、実はということで、企画総務部のほうで音頭を取って、庁内の関連部署でどこでも設置ができるエリアというものが、場所の広さとか、子供が集まる場所とか、そういうことがありますので、最もふさわしいのはどこであろうとか、町域全体の中でその後、管理していくのがどこがふさわしいであろうとか、そのあたりの調整を今しておるといところです。

鈴木委員 関連で。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 公園等に限ったことではないんですけど、特に、千種で子供たちがそのエーガイヤの遊具とか、あのあたりにいるという様子を、そんなに毎日行っているわけじゃないんですけど出会ったことがないんです。もしかしたら日中、子育て世代の方、小さい子も含めてなのかもしれないんですけど、遊具はもっと大きな子も使えるように云々と言っているんですけど、とにかく道路もそうですけど、全て含めて、市域全体にかかわることは評価を最初にしてもらわないと、それで優先順位がここがまず千種なんだということの根拠を示してもらわないと、その順番に恣意的なものがあるとなつたときにはもう、何でじゃあ千種が第1優先になるのかということとは誰もわかりません。全て、全体の中でそういう情報が、特に千種から出

たのかもしれないけど、それは市域、同じような子育て世代にとっては同じ要求であって、山崎は城下とか、いろいろ公園があるからいいけども、その北部の3町に関しては、同じような条件だからどういうふうに優先順位を立てるかというか、予算枠の中で立てるかということを示していただかないと。そういう要望があったからつけますとかといったら、もう完全、何でそれが通ってほかのが通らないのという話になりますよ。なぜ千種なのか、その根拠をじゃあ示してもらいたいですけど。まず、千種から着手するという根拠を、全く計画のない状況で、いきなり出てきて、過疎計画の変更と同時にやって、補正かけて、年度内完了にさせるというところの、なぜ千種なのかという根拠はどうなっているんですか。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 基本的には、先ほど申し上げましたように、今現在、各北部、旧の3町域の中で設置するというふうな形で今調整はされていると思います。その中で、千種の中でどこにするかというふうな話の中では、現在、設置されている千種保健福祉課、なおかつそこで子育ての支援が行われておる施設ということがあって、施設も老朽化しておるということなので、千種のエリアの中では最も優先度が高いだろうなという、それは内部の協議の中ですけれども、千種保健福祉課の所管のところに設置をするということになったというふうに解釈をしています。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、その判断根拠を示さない限り、千種に過疎債で四百何十万円を出すということの根拠にならないでしょう。結局、それはだから適地として運よくというか、そういう設置、実際の（聴取不能）ということを示してもらわないといけないんじゃないですか。何を私たちは判断すればいいのか全くわからない。しかも、前年度繰り越しでということとで財源ができたからということならまだしも、過疎債を発行するんですよね。起債の計画、崩れますよ、若干かもしれないですけど。それも含めて、繰り上げ償還、これだけできたから、こういうことでということも全体像を含めて示してもらわないと。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 一つ過疎債につきましては、有利な財源を充てたいという前提があると思います。まずは、基本的には、各旧町域に子供の子育てに資するそういう集まれる場所を設置していこうという前提があって、それではまず千種の中でこのエリアに設置をしようというふうな話になったときに、じゃあ、子供たちの集まる場所として学校にするのか。

鈴木委員 違うでしょう、僕が聞いているのは、まず千種になったということの根拠を聞いているんです。千種になった後の話ですよ。まず、千種になったところの根拠を教えてください。なぜまず千種なんですか、そこを聞いているんですけども、それは千種ということ、場所を選択したときにどこが適地かという話じゃないですか。なぜまず千種なんですか、北部3町の中で。その根拠を聞いているんです。

津村健康福祉部次長 ですから、一宮、波賀もそれぞれ設置する予定ですが、一宮、波賀については適切な場所を今選定中という状況になっております。ですから、千種だけが先行しているというふうな状況だと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だったらそれを示してほしいと言っているんです。それを示した上で、今回、千種を補正でさせてもらうということがない限り、突然ぽっと出てきた印象しかないですよ、しかも過疎債という話で。過疎債の計画まであわせて変更しているんですから、それが税を支出するための説明、市4町、4町に対してというか、宍粟市として、それがない限りそれを審議しろと言われてもジャッジができないから僕は言うているんです。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 その、委員長言われるように、その優先順位が何で千種が先になったかというのはそれはそれで説明する必要があると思いますけれども、そこに起債の、例えば、過疎債であろうが、一般単独債であろうが、市の起債と財源の今後の負担には変わらないわけであって、たまたま過疎債が発行できる地域であって、それが有利な起債だから、この際、過疎計画の変更もお願いしているわけでありまして、先ほど言われたことと、じゃあ、その裏としての財源に何をもってくるかというのは、これはまた別の話ではないかなというふうに思います。ただ、それはその上でももちろん過疎振興のためになるということで、過疎債が発行できるという理由だけで措置は、財源のほうはお願いしているというふうになっておると思います。

鈴木委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 一宮、波賀、千種それぞれで遊具を設置するところを、適当なところを検討させていただきました。その中で、例えば、候補になりますが、一宮でしたら、一宮の保健福祉センター、それから、家原の遺跡公園のほうにも遊具がありますので、そこも傷んでいるということで、そちらも2カ所ほどは一宮でも



検討させていただきました。それから、波賀のほうでは、B & Gのグラウンドのスペースに遊具があるんですけども、そこにするか、また、波賀の保健福祉、メイブルのセンターの中にコーナーをとってしようかというような話も検討をさせていただきました。そういった中で、一宮保健センターにつきましては、土日は休みやと、肝心の子供を連れて保護者の方が来ていただくには建物が鍵がかかるといったら使いづらいと。それから、家原の遺跡公園のほうも、非常に地域的にもより多くの人に使っていただくにはどうかと。また、あそこのスポニックパークのプールの横にも検討したんですが、何か非常に地面がじめじめしたりしてしまっていて、非常に土壤改良からかからななかなか使いにくいということで一宮は、それから、波賀の場合も候補地が数件あるんですが、その候補の解決をした上でないとなかなか急に急いでやってもあと課題が残ってもいかんと。そういった中で、千種の場合は非常に場所的にも広いスペースで一番安心してお母さんらが子供を保護、管理しやすいようなスペースに建っていますので、そこへ増設を主体にしていきたいということで、選定の経緯は千種がまず一番最初に取りかかりやすいということでさせていただきました。一宮、波賀についても課題はありますけども、必ず何とか今後設置していきたいという気はもっております。そういった形で健康福祉部だけでなく、企画総務部、それから、各市民局、担当者集まっているいろいろと検討してくれた結果が今回、千種の保健福祉センターという形での施設整備という形でやっていきます。

経過については以上でございます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 またほかのときの委員会でいいんですけど、やっぱりそういう地域から子育て世代の要望があったんやったら、そういうのは一遍また見せていただきたいなというふうに思います。そういう中で、市がこういうもので投資しているのが、もっとソフト的なところでいくのか、いろんなものがあると思うんですけど、そういう具体的にやっぱり計画をあげておいていただきたいなと思うんです。ちょっといきなり出てくるさかいに、こっちもなぜ妥当なのかなと思ってしまうので。

鈴木委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 説明がなかったんですけど、一宮の保健福祉課の施設修繕、これにつきましては、私どももお恥ずかしい話であるんですけども、施設が建ったときに、もともと時代背景もあるんですが、授乳スペースとか、それから、トイレにおむつがえ用のベビーシートをつけるような時代背景はございませんでした。そういった中で、今、御存じのように、イオンとか大きなショッピングセンターでは

そういうトイレとか、授乳スペースの設置が非常に当然のようになってきておる背景がございまして、利用していただいているお母さん方から授乳するときにお互いのことやから見て見ぬふりをしながら理解し合っって一宮保健センターの図書室があるんですが、そこでお乳をやっていただきよったようなんですが、つけてほしいなというような要望がございました。おむつがえのシートについてもそうです。それから、身体障がい者のトイレについても、あそこは身体障がい者のトイレのブースはあるんですが、当然、ウォシュレットにはなっておりません。手すりも十分な手すりではございませんので、そういった形で今回、非常にお恥ずかしい話ではございますが、より修繕というのは非常に、壊れたときの修繕というのは非常に予算的にも負の概念がありますけども、より利便性の向上した修繕ということで、今回あげさせていただいておりますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、子育て支援センターというのの授乳スペース云々というのはもう一宮だけがなくて、そこを設置するという話で理解していいんですか。ほかのところは整備できているということですか。

榎橋副委員長 中野課長。

中野健康増進課長 授乳スペースについては今回確認をして、一宮以外には場所が確保できているということです。北庁舎、それから、波賀、千種のスペースにはあります。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 非常に今さらという感じはするんですけど、こういうことをそういう子育てのところに整備しているなんて、もう何十年も前の話だと思うんです。申しわけないですけど、いろいろ観光客向けのトイレは抜群にがんがん整備しているのに、市民の、特に子育て世代に関してとか、福祉関係のところのトイレとかが後回しになるというのは優先順位づけがどうなっているんですか。財源が違うとか云々とかあるのかもしれないですけど、まずはそういうところを整備した上での話じゃないのかなと思うんですけど。夢公園のトイレなり、本多公園でしたか、わかりませんが、あのあたりなんか何千万円という、あと、北に観光客向けのトイレは抜群にいい、最新のものがあって、子育て支援というか、子育てのお母さん方とかが当然僕らもそのことを知ってはいなかったんですけど、今さらという感じで、どういふふうなお金の使い方をしているんですかという話なんですけど。別にこれが無駄だというふうには思わないんですけど、まずここでしようと思うだけの話で、使い方

とか、優先順位の問題で。これまで把握していなかったとか、今さっき中野課長も今回確認したら、ほかの子育てのところは確保できているということがあるということは、そのチェックというか、把握さえできていなかったという話でしょう。確認したらスペースが確保できているということは、どういう、子育て支援が云々といったら結構言っているのに、その程度ですかというふうにしかよう言えないんですけど。これがずっと要望があがっていたという話なのか、それとも、いやいや、もう突然というお話なのか。今の無計画に見えますし、まずそこでしょうという優先順位がおかしいでしょうというふうにも思うし。

大島部長。

大島健康福祉部長 要望につきましては、聞いているのかわかりませんが、こちらの本庁のほうでは把握できていなかった。恐らく把握できていない状態だったと思います。それにつきましては、今回、初めてというか、改めて聞いたので、それぞれのところを確認をしたというのが実情です。もっと前もって把握できて、いつのときか解消せなあかんとかいうようなことはまだ全然できていなかったもので、委員長のおっしゃるとおり、何をしていたんだと言われても仕方がない状況です。申しわけないと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 当然たくさんの施設とか云々かんぬんしてはると思うんですけど、つちのこホールのトイレとか、そういうようなものも含めて、そういう環境整備が子育て世代とか、子どもたちとかの児童福祉なりというところが後回しになっている印象が非常にあります、この状況から見て。今までだって、そんなのどんどん補正であがってきていますよね。補正なり、当初予算でそういった、別にトイレだからといって全て一律かどうかという話は別なんですけど、どこに重点配分しなきゃいけないのかというのが市の中でどういう協議がなされているんでしょうか。別にこの補正云々ということに関してとやかく言うつもりはないんですけど、だったらもっと先にやっておこうよという部分がずっとあるんですけど。

榎橋副委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 確かにおっしゃるとおりです。もうそこを言われますと、我々の考えが浅はかといいますか、全体を通して見ることでできていなかったということになります。

ただ、こういう形で前もって我々が計画的にそれをしておかなあかんことができているということで、要望という形であがってきてからは、即座に対応するとい

うことで補正をお願いしているという状況です。本来はもっと長期的な計画で当初予算にあげてすべきだったと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 言っていることが通じないので、別に当初予算にあがろうが、補正であらうが、これまで何年間かの優先順位づけはおかしいんじゃないかということをお願いしているの、それが当初予算であらうが、補正であらうが、僕はどちらでも構いませんので。

ほかに何かございますか。

大畑委員 ちょっといいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 かわりまして、社会福祉課のところなんですけど、10ページですけども、ここの高等職業訓練促進給付金事業というのが、要は母子家庭のお母さん、お父さん、どちらでもいいんでしょうけど、母子、父子どっちでもいいんでしょうけど、看護師免許とか、そういうのを取るための訓練費の援助をしようということやと思うんですけど、これは本人からの申告なんです。こちらからいろいろ相談業務をやりながら、こういうところにアプローチをされているんですか。その辺ちょっと、ここにあげてくる経過を教えてください。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 こちらのほうの事業に当たらせていただく場合につきましては、それぞれ相談業務の中でこういうことがありますよというような形で提案させていただくケースもありますし、また、本人さんがこういうことを調べてこられて、こういうのがありますが、申請はどうしたらいいですかというような形で、それは双方ございます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、十分に浸透していないということも反面言えるということやね。相談の中でこちらからアプローチされていく、大体皆さん御存じなんです。対象者の方はこういう制度があるということ。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 こちらの制度のほうにつきましては、例えば、児童扶養手当との関係の現況届け等、年に1回ありますけれども、そういったところでお知らせさせていただいたり、また、市でつくっております福祉のサービスガイドブック等に載せさせていただいて、できる限り周知をしようという努力はしておりますけれども、

100% そうしたら市民の対象となられる方が御存じいただいているかどうかということにつきましてはわかりかねるところはございます。

大畑委員 わかりました。それと。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、わかりました。できるだけPRはしていただいていると思うんですが、要は、あとこの実績、資格を取られて、ただ問題は就労に結びつくかどうかよね。そういかんとやっぱり本来の母子家庭の支援というものにつながらんとするんですけど、その実績はいかがなんでしょうか。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 申しわけございません。ただいま過去の受けられた方の実績について手元にはございません。詳しい把握はできていませんので、また、御依頼がありましたら、後日報告させていただきたいと思っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、私はいいんですけど、数字的なことはまた知りたいと思うんですけど、実際、相談とかされたり、進められたりするときに、そういう経験談でありますとか、いろんなものをちゃんと相談の中で生かしていくためにも、追跡調査とかされとるほうがいいんじゃないかなと思うんです。案内してもらっても、すぐそれにわかりましたというふうに飛びつかへんと思うので、何かそういう資格を取るといったら、ハードル高そうに思うじゃないですか。でも、やっぱりこういうふうな成功事例、成功事例といったら変な言い方ですけど、ちゃんとした仕事に結びついて、安定的な生活されている事例とかいうのを出して、一つは受けようとする人を促していくみたいな、そういう参考になるんじゃないかなと思うんですけども。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 担当しております相談員あたりにおきましては、その辺のところは把握している部分があるかと思っておりますので、また、私のほうでも確認をさせていただきたいと思っております。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 木原課長の答弁はどういう意味なのかというのを確認したいんですけど、市でもそういった実績なりをフォローしているけれども、そのデータが手元にないから回答できないと言っているのか、そもそもフォローをしていないので、その実績自体もチェックしないと要望として入ってこないのかという、どちらの回答をされているんでしょうか。もし、前者であるのであれば、幾らか事例は御紹介いただ

けると思うんですけど、後者だったらそれはそれで非常に問題だし、どちらの話なのでしょう。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 その辺の実績のあとのことにつきまして、私のほうがどこまでそれ自体が一定そのあたり担当のあたりでは把握しているんじゃないかと思っておるんですけど、そのこと自体今、私のほうで把握ができておりませんので、改めてそれにつきましては確認させていただきたいと思います。

鈴木委員長 大畑委員、ほかは。

大畑委員 続いていいですか。

11ページの関係で、いいですか。

鈴木委員長 ちょっとじゃあ、10ページ。

大畑委員 ああ。10ページ、どうぞ。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その下のファミリーサポート事業の対象事業費云々というのがあるんですけど、これはファミリーサポート事業の要綱を見ると、いわゆるまかせて会員とおねがい会員という制度ですね、このファミリーサポート事業というのは。この前、子ども・子育てで聞いたら、結局、前までは学童の場所がちょっと離れているから、その学校なり、幼稚園からそこに送るとかというのがメインのサポートだったんだけど、今はその状況がないので、塾の送迎にこの制度が使われているというか、塾の送迎のための制度だというような回答を、どこがしたのか忘れちゃったんですけど、この制度は一体どうなっているのか。そういった私的なもの、今までもあったのかもしれないけど、それしかないのに、そこに公費が出ているということなのか、どういう状況なのか、理解に苦しんだんですけど、その報告を聞いたときに。

榎橋副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 申しわけありません。ただいま委員長おっしゃられました塾の送迎がほとんどとなっているということにつきまして、ちょっと私のほう、記憶がございませんので、申し上げることができないんですけど、ただ。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、僕、子ども・子育て会議の傍聴をしていたときに、前年度実績が何かを委員の方に御説明する中で、その部分は学童の場所は改善された。だから、学童のキャパが合わなくてどこかに移動するという事例が今まであったんですよ、

どこかの、ちょっと離れた場所で学童を受け入れると。そのための送迎とかというのに使っていたということで、それも波賀、千種で幼稚園が延長しないけども、それを使えば、例えば、幼稚園から保育所とか、メイプル福祉センターにその送迎ができるだろうということで、そういうようなものの制度だというふうに理解していたんですけど、当然そこには相互扶助のあれがあるとは思んですけど、ただ、この前の報告のときには、その事例が全くなくて、ほぼというか、もう全部塾の送迎という話で、どこの部署の報告、どこが担当なのか知らないですけど、児童福祉費を使うところは社会福祉課ですか。

榎橋副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 担当は社会福祉課です。

鈴木委員 女性の方が報告していたように思います。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 女性の職員の報告でありましたら、せんだって開催させていただきました、子ども・子育て会議の中での報告であったかもしれませんが、いま一度そのあたりの確認をさせていただきたいと思います。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 済みません、ファミリーサポートセンター利用というのは、基本的に子育てをしている親を支援するという大きな考え方がありまして、別に塾の送迎がだめだとかいう考え方はないと思います。いろんな、例えば、おねがい会員とまかせて会員という形で、相互に最初に面接するんですけども、相互の理解のもとで、私は工作中で、例えば、塾の帰りに子供を迎えにいけないので、まかせて会員さんをお願いをする。例えば、それだけではなくて、ほかの用事でお兄ちゃんをお医者連れていくから、小さい子をおうちでお守りしといてえなとか、いろんなパターンがあると思います。それで、たまたま塾とかいうのが多かったかもしれませんが、だからといって、それがだめだというふうな考え方にはならないと思っています。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どういう解釈でも思わないですけど、学童とか、いわゆる公的なものの形、ある程度公的なものに対しての補完的な部分で、トータルとして子育て支援というふうになると思んですけど、塾とか、そういったものの送迎に関して、公的なことを使って支援することが妥当なのかどうなのかというのはちょっと僕はあんまりぴんときないんですけど、それはあくまで保育所とか、幼稚園とかいうような

話だったら、それは範疇かもしれないですけど、塾の送迎をとというのはちょっと公的な支出と僕は適切かどうかというのは疑問なんですけど。

榎橋副委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 ファミリーサポートセンターは国のほうが推奨している事業でございまして、全部の自治体が全てやっておるとは限りませんが、おおむね自治体はやっています。

内容は、対価については役務の提供を受けるものとするもの、この2人の間で金額、これは全国的に大体決まった1時間500円でしたか、のような金額で設定されておりまして、その内容については、お互いが納得すれば特に制約するものではないということで、子育て支援のいろんな、子守だけするんやというケースでもオーケーです。公費を提供している部分というのは、コーディネーターの人件費と、それから、提供されるまかせて会員さんの事故があった場合の保険料、これについて公費を投入しております。それ以外の金額、料金的な部分については当事者間で支払いしていただくというような事業でございまして、宍粟市だけ特別変わったやり方をしているというのではございませんので、全国的な展開でされておる事業でございまして。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いや、それは全国的にやっている展開の事業だからということじゃなくて、宍粟市には宍粟市の地域事情があるでしょう。この事業をやることによって、地域間格差とかが生まれるような状況があってはいけないんじゃないですか。とか、そういった、はっきり言うと、それって学童の送迎がほとんどないという状況で、塾の送迎をコーディネートしている方の人件費が公的賄いということは、塾に通わせられる家庭の話ですよ。通わせられない御家庭はそのことはどうなるんですか、利用したくても。非常に偏った制度ですね。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 福祉制度いろいろ複雑に絡んでおると思います。例えば、現在も研究しております、子どもの貧困にしましても、学習支援をしようというふうな今度取り組みも考えておるところでございましてけれども、基本的に、じゃあ、塾ということが前面に出るとそういう御意見もあるのかなと思いますけれども、基本、じゃあ、保護者が迎えにいけない理由というのは、それはそれで仕事をしていたり、自分の所得、もうけのために行きよるわけで、いわばその手助けをしよるというようなことにもなると思います。基本的には、そういうことではなくて、例えば、



ひとり親家庭が塾に行っている子どもを自分は仕事をしなければならないので、誰か子育てを手伝っていただける人がいないですかと。いる人は、そんなら私に任せとねという、そういうふうな枠組みの事業ですので、これは基本的に拡充していくべき事業だというふうに思っています。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この中身としてじゃあ、この前の報告では、ほとんど塾だというか、塾の送迎以外は使われていないような印象を受けたんですけど、報告の中で。別にそれが働く親というか、の支援だといえはそうなのかもしれないけど、そもそも塾のないエリアとかということとか、塾自体も非常に偏りがありますよね、地域の中で。そこら辺はちょっと制度を見直すまではいかないけど別に、構わないんですけど、このファミリーサポート事業に、例えば、波賀とか、一宮の奥の方とかいうのは登録されていますか。全く何かそういう話も聞かないですし。

榎橋副委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 済みません、具体的に数字はちょっと手元に資料がないのでお答えできませんけれども、全く登録されていないということはないです。ただ、委員長おっしゃいますように、主に山崎地区での登録が大半を占めております。

大畑委員 いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ファミサポのそのやつはまた通常の委員会でやっていただくとして、僕は、10ページの続きなんですけど、今の部分、子ども・子育て支援交付金の精算がファミサポであって、11ページに保育緊急確保補助事業の返還費があるんですけど、これは何なのかちょっと教えていただきたいのと、金額的に大きい放課後児童健全精算返還金、これは教育委員会、だから、ここで聞いてもわからないわけやね。だから、34万2,000円のところをちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、予算書の20ページには備品購入費260万円、少子化対策設備備品購入費があがっているんですが、これはきょうの資料の説明がないので、これは教育委員会。その2点。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 11ページの民生費、児童福祉費、少子化対策費の関係の分ですけども、34万2,000円はこれは子育て支援センター4カ所、ちょっと決算額、金額は忘れましたが、2,000万円ちょっとの決算額のうち、当初予算で補助金申請をしております、最終的に事業費を精算した結果、返戻しないといけない分が34万2,000円ありました。

大畑委員 34万2,000円ね。その精算で返戻になったんですけど、具体的にどういうことが、返さなければいけなくなったのか、事業できなかつたわけですか。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 4カ所で子育て支援センターをしていて、講演会の予算を計上して、講演会はしたけれども、そこで1万円講師料が残ったとか、そういう積み重ねでなっております、事業そのものについては計画どおり実施しています。ただ、グループ数、子どもの出生が減るとともに、活動グループとかが毎年実績のところでもつけているんですけども、少し減っているんで、活動回数そのものが若干減っているかと思うんですけども、具体的にどこでいくらというのがちょっと資料がありませんのでわかりませんが、回答できないです。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 済みません、補正予算所の20ページの少子化対策事業費中の備品費260万円につきましては、どうも健康福祉部所管ではないのではないかなというふうに考えます。教育委員会とかと思います。確認して、また改めてお返事します。

鈴木委員 関連。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 少子化対策は当然、計画も含めて福祉部の所管でそういうものを使うのは教育委員会が独自でやるんですか。結局、取りまとめは福祉部じゃなかったんでしょうか。

榎橋副委員長 田村課長。

田村千種保健福祉課長 少子化対策、こども未来課で一部予算がありますので、教育委員会と健康福祉部と両方ありますので、教育委員会のほうじゃないかなと思うんですけど。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 先ほどの260万円ですが、こども未来課の関係で、放課後児童クラブ環境改善整備事業によるICT機器購入ということで、予算要求しているものであります。

鈴木委員長 ほかがございますか、補正関係。非常に量が多いもので、一般会計はじゃあ、よろしいですか、一般会計の歳入、歳出。精算等が主ですけども、中にそういった事業が含まれているということでありまして。一般会計で、診療所関係はいいですか、これ、出しているだけ。

大畑委員 次のほうで。

鈴木委員長 次のほうでいいか。

大畑委員 85号で。

鈴木委員長 85号をじゃあ、診療所の特別会計の補正（第1号）、何かあれば。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 この波賀診療所の補正がメインなんですけども、ちょっと全体がわかっていませぬので、要するに9月分ですね。先生がおやめになって以降、4カ月間と、それから、4カ月過ぎた1月以降、その辺がこの中に補正の設計が組んであるんだらうと思うんですけど、その間どういうふうな医師の体制でいく、看護師がどうするとか、そういう全体のことがわかっていないので、ちょっとそこを説明していただけますでしょうか。

鈴木委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 報告させていただきます。

8月末で堀川所長が退職するというのを2カ月前に連絡、報告がありまして、その後、補正をどうするかという形で考えたときに、堀川所長に何とか非常勤でいいですから来ていただけないだろうかという打診をしました。常勤は難しいということで退職されたんですけど、週2回でどうにか来ていただけないかという形で内諾は得ていたもので、その内諾に基づきまして今回の補正をさせていただいております。4カ月という形での対応での補正予算という形にさせていただいております。看護師とか、そこら辺の職員については、今の体制でいくという形で考えております。事務員については臨時職員なんですけども、同じくレセプトのことがありますので、そのまま勤務するという形でそのままの予算をつけていますけれど、看護師1名については、臨時、正職2名と臨時1名なんですけど、臨時1名については若干日数を減らしての今回減にさせていただいております。あとは、予算につきましては、常勤医師の招聘に伴う補正という形であげさせていただいております。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 常勤医師は1月から間違いはないんですか、1月からやね。4カ月間が堀川先生、9、10、11、12、4カ月間が週2回体制で、1月からは常勤医師が入ってくる。

志水波賀診療所事務長 常勤医師をお願いするという事で努力しているというのが今の現状です。

大畑委員 その常勤医師を配置するということでの予算組みやね、そういう考え方ですね。そのために、いやいや、結果はちょっとわかりませんが、常勤医師の体制でいくんだという考え方の補正だという考えでいいわけですね。4カ月間で皆さんが純粹に思われるのは、いい悪いは別ですけども、4カ月のうち週2回で、その看護師さんがいて、医療行為はできませんよね。

志水波賀診療所事務長 医療行為はできません。

大畑委員 看護師さんは。だから、その後の先生がいらっしゃらない日にどういう勤務があるのか。純粹にそう思われるのと違うかと思う。減らせと言うとるんじゃないですけど、そこをどういうふうに考えておられるのかということと、もし、そこでの仕事がないのであれば、ほかへの、看護師がないと言われている訪問看護とかいろいろあるわけじゃないですか。そういうところの活躍の場みたいなものとか考えていないのか、その辺ちょっと聞きたいんですけど。

鈴木委員長 診療所は週2日、火、木でしたか。

志水波賀診療所事務長 火、木で。

鈴木委員長 火、木ですね。それ以外の月、水、金はお医者さんはいらっしゃらないけど、看護師さんなり、投薬なり、リハビリとか、何か電気を当てるとか、そういうのはやっているということを行っているんですか。

志水波賀診療所事務長 やっていません。

鈴木委員長 じゃあもう火、木しか看護師さんも来ないということでしょう。

志水波賀診療所事務長 いや、常勤は。

鈴木委員長 来るのは来る。ああ、なるほど。

榎橋副委員長 志水事務長、お願いします、今の。

志水波賀診療所事務長 どういう仕事があるかによるんですけど、診療所内の清掃云々から薬等の仕分けと。今のところ先生が出られたので、今の医師住宅等の清掃等に時間を潰している状況です。今は、今後、堀川先生に依頼しているんですけど、なるべく火、木じゃなしに、随時できるように今医師の、非常勤の医師の招聘に苦慮しているということで、そんなら今早速、看護師なり、ほかの職員をよそにやるという形は考えていません。なるべく今の体制、堀川所長も体が余りよろしくないなので、早く見つけてほしいという要望もありますので、努力はしています。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっとだけその質問の趣旨と違うねんけど、どこか看護師さんとか、行ったらええということ言うのとるんじゃないかと、やっぱりモチベーションの問題

があると思うし、周りの市民の方からのいろんな思いがあったら、やっぱりしんどいじゃないですか、働く側も。自分に置きかえてみても、仕事がない中で、いろいろ言われるのも片腹痛いと僕は思うんやね。だから、今言われたように、堀川先生以外の非常勤医師の確保、できるだけ早くして、今までどおりの診療ができるようにするとか、それから、さっき出ていた通り八とか、そういうことでやろうと思ったらできるんじゃないかなと僕は思うんですけど。医療行為以外のことで十分活躍の場があるような仕組みがつくれるんかなと思った。でないと、やっぱりしんどいですよ。看護師さんのモチベーションも僕は上がらんと違うかなという気がするので、その辺の気持ちをどういうふうに考えておられるのかなという話で。

鈴木委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 御提案いただいたとおり、考えていかなあかんことであります。今後、それこそさっきもありましたけれども、訪問看護は人手が足りないような状況ですので、もしそういう形で長期化するようであれば、ちょっと無理をいってそちらのほうの手伝いもしていただきたいなと、また、詰めは残っておりますけれども、そういった考えももっておりますので、仕事がしやすい状況をつくってあげたいなというふうに考えております。

大畑委員 通所り八なんかは導入できんのですか。医者がいないとだめなんですか。  
中野健康増進課長 通所り八は医者がいないとだめです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 先生の処方があればできるというものではないですか。週2回来られるときに。

中野健康増進課長 医者がいる施設じゃないと開設できない。

大畑委員 常時そこにいらっしゃらないとあかんのか、そうか。

中野健康増進課長 千種の診療所は常時隣に先生がおられるので、通所り八ができるんですけども。

大畑委員 わかりました。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも先生の宿舎の掃除というのを看護婦さんがやっているということ。その清掃云々とか、そういう事務的というか、作業的なことを看護師さんがされているということ、今。

榎橋副委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 清掃ですか。

鈴木委員 何かそういうふうに。

志水波賀診療所事務長 今のところはそういうことで、先生がおられなくなったので、医師住宅の清掃のほうに回ってくれて、次の人のためにすることがあります。先生は今、中野課長が言われたように、医師法20条によって休診の場合はできないという形になっていまして。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 僕の質問は、看護師さんとして雇っている方をそういった清掃業務であるとか、別に仕事としてどうこうではないけど、それをしていただいているということは余りいい状況ではないと思うんですけど、ボランティアの部分でやっていただいている部分もあるのかもしれないけど、それはさすがにまずいんじゃないでしょうか。

榎橋副委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 今の時点で、清掃は時間があいた時点でやっているのであって、あとは終わればまた自分のモチベーションを上げるための。

鈴木委員 僕の質問の意図が通じないようなので。それはしてもらうべきではなく、それはそれで別にやはりしていかなければいけないんじゃないか。契約違反ではないですけど、余り労使関係としてよくないような気がしますし、あと、訪問看護ステーションのような体制では結局先生が訪問看護ステーション、別に先生の指示のもと出かけて行って看護できるわけですよ。そういうふうに火、木で出てきたときにそういった指示なり云々をして、月、水、金は出かけて行って訪問的に、例えば、継続的にやっぱりいろいろやらなければいけないという方も、高齢の方は多いと思うので、そういうことはできないんですか。それは法律上無理なのか、いや、やろうと思えばできる話なのかというのはどうなのでしょう。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 訪問看護は医師の指示書さえあればいけますので、指示は1カ月とか2カ月とかいう期間の指示で、週1回どんな行為をなささいという指示を書くようになっていきますので、医者の方の指示書があれば対応はできると思うんですけども、通院できる人は通院する。通院できない人に訪問看護を提供なささいというところで、通所できない人にはそういう対応は可能かと思えます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 中野課長は法律的におっしゃっているんだと思うんですけど、こういう事態なので、私は、本来の訪問看護対象にならない方であっても、看護師さんが出向

いてって、本来の仕事をされたほうがいいんじゃないかな。そういうことも含めて考えてもいいんじゃないかなと思ったんです。もちろん訪問看護の対象になるのは大いにやっていかれたらいいと思うんだけど。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 対象の、利用されようという方の状態に応じて、ドクターが指示されればそういう対応も可能かなとは思いますが、今御利用されている方で、遠くで通所するのが無理だとか、の方があれば、その方に指示書を書いていただいて、訪問看護が提供できると思うんですけど、お薬を出すというのは先生が出勤されている日しかできないので、その日に通所をされて薬をいただく、処方いただかないと仕方がないかなと思います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そうなんですけど、ここで今言っている話みたいなものを堀川先生に伝えないと、堀川先生は週2日来るのもかなわんとか言いよってんでしょ。だから、看護師に対して次の仕事を考えようかという発想はないと思うから、やっぱり皆さん方がどういうふうに考えられるかということだと僕は思う。もちろん基本はあくまでも常勤医師を確保してもらうことが基本やと思うんですけど、今言われたように、ちょっと違う仕事についてもらったらというようなこと、それはちょっと考えたほうがいいと思う。

志水波賀診療所事務長 済みません、これのほうは訂正します。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 別にやっていただいても構わないし、そういう清掃のような、清掃とかの業務を下に見ているという話でなく、基本看護師として雇われている方のその本人の問題もあるし、周りの方も看護師給与としての給与が発生している状況で、そういう違う業務についているということに関しては、やはり市民の目としては余り好意的に受け入れられる状況じゃないと思うので、そのあたりも含めて、両面からやっぱりそこは雇っている側というか、管理する側がそこはケアしないといけないと思うので、そのあたりも含めて、ぜひとも改善をしていただきたいと思いますので、お願いします。

榎橋副委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 済みません、ちょっと答弁あれですけど、今の9月からやっている火、木という診察なんですけれど、それを月曜日から金曜日までできるように、非常勤、早速非常勤医師のほうにあたってって本来の業務ができるよう

に、職員全員ができるような体制をとっていきたいというのが本来の要望なので、ちょっとこのところだけ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今、募集をかけているのはあくまで常勤医師の募集ですよ。

志水波賀診療所事務長 いや、非常勤医師も当たっている。

鈴木委員 当たっていますか。月、水、金というような感じで、お二人で5日間診るといような体制の応募もできる、お医者さんの側からいったら応募もできるわけですね、そういうことだったら可能だという人がいればということですね。わかりました。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 続けて質問させていただきたいんですが、この17ページの資料の一般財源の繰入金のところ、そういう休診状態になるにもかかわらず、一般管理費が増になっているんですね。100万円ほど一般管理費がふえるようになっているんですけど、これはなぜふえるんですか。

鈴木委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 人件費以外で、看護師の賃金とか、それから、修繕、それから、医師の手数料があがっております。常勤医師の確保に伴う手数料。

大畑委員 今どこ、何ページ。

志水波賀診療所事務長 これは書いていないので。

大畑委員 書いていない。

志水波賀診療所事務長 そちら辺を含めたらなるということ。

大畑委員 ふえる理由を説明していただきたい。

鈴木委員長 17ページの繰入金のところの1万円入っている、波賀診療所の一般管理費の増です。

志水波賀診療所事務長 看護師賃金が29万6,000円、それから、旅費における常勤医師の着任手当等ということで25万円新たに。

(「質問がわかっていないんと違う、質問が。」の声あり)

志水波賀診療所事務長 需用費の中で、18ページの需用費の中の医師住宅の修繕等で30万円、それと、19ページの手数料、これは紹介している、いわゆる(聴取不能)の成功報酬ということで54万円。それから、委託料で医師住宅のハウスクリーニングで12万円をあげさせていただいています。それから、嘱託医の委託料という



ことで412万5,000円。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ということは、4カ月間は診療報酬、収入はどんと減っていくと。しかし、新しい医師を迎えるためにこれだけふえるんですよという話やね。100万円ほどふえた手続によって新しい医師を確保せなあかんのやという説明やね。そういうことやね。

(「そこまで、まあ、ええわ」の声あり)

鈴木委員長 よろしいですか、84号、85号。

大畑委員 委員長、関連でいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 この19ページの紹介手数料はどこに払うんですか。

鈴木委員長 志水事務長。

志水波賀診療所事務長 これは全国自治体病院診療所求人求職の支援センターというところがありまして、それは主に医師を紹介するところなので、そこに成功したら払うという形になっております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 成功報酬なんやね。

志水波賀診療所事務長 そうです、そういうことです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 実現しなかったら払わないね。

志水波賀診療所事務長 はい。

大畑委員 まあ、払うようにしてもらわなあかんね。

鈴木委員長 85号はよろしいでしょうか、診療所関係。

大畑委員 はい。

鈴木委員長 では、86号、鷹巣診療所特別会計はいいですか。

大畑委員 ちょっと教えてください。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 鷹巣診療所の人件費というのは、これは誰の人件費がここで見てあるんですか。職員人件費の減というのがあるんですけども、誰が充当してあるんですか。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 基本的に鷹巣の診療所には千種診療所の医師2カ月相当と看

護師が1名張りついております。それで、その2人分を調整といいますか、そのような形で、これは総務課の指示によって人件費は措置されております。

大畑委員　そういうことやね。

鈴木委員長　大畑委員。

大畑委員　2カ月分充当したるから、2カ月分の診療ぐらしたらいいんじゃないかということは言えんのやね。実態としては無理やという話も。林委員がよく言われる、薬もらいにいくだけじゃなしに、往診したらどうやというんだったら、この充当とそれとマッチするんやけど、実際はお金使っているだけという話やね。

鈴木委員長　津村次長。

津村健康福祉部次長　過去の予算措置の方法ですけれども、従前からお話がありますように、40万円の県の補助金をもらっています。それに見合う歳出だけということで、そのような予算組みになっているのではないかなというふうに思います。あくまで相当額ということで、実際、お医者さんですから、日当換算しますので高くなりますし、月に1回とか、2回とか、それぐらいは前から行っていたと思うんですけれども、その従前の予算措置の仕方がずっときていたと思います。

以上です。

鈴木委員長　86号はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

榎橋副委員長　鈴木委員。

鈴木委員　これは、鷹巣診療所は廃止しようとしていたら、廃止の条例とセットだったらここは全くゼロになって補正がかかった話ですか、よくわからないんですけど。

鈴木委員長　大島部長。

大島健康福祉部長　前回の委員会でも審議していただいたんですけど、この状態ですと、本会議のほうに議案として提出するような状態ではないと判断しまして、委員会の皆さんの御理解を得られた上で上程したいということで、今回は上程しないということでこちらのほうで判断しております。

榎橋副委員長　鈴木委員。

鈴木委員　この前も事前審査の範囲にならないように審査してくれとっていて、その結果ということはイコール事前審査したことになっちゃいますから、出すなら出すで出してもらって、こっちがそれを判断するだけの話で、可決なのか、否決なのかということも含めて、それをされると、それこそそちらが言っていたことを事

前審査に該当してしまう可能性がありますから、これはちょっと今後勘弁していただきたいんですけど。出すなら出すで出してもらって構わないので。こっちがそういう状況で可決しないという判断をするだけの話なので、それで引っ込められちゃうとちょっと何とも言えないんですけど。まあ、いいです。

じゃあ、88号議案、ごめんなさい、86号議案、いいですか。

じゃあ、88号、介護保険の関係。ちょっとここまではやっちゃいましょう、時間が大分たっていますので、88号。

鈴木委員長 東委員。

東委員 88号はね、いいんですけども、ちょっと気になって、25ページにあります事務量の関係で、事務費の関係してということなんやけども、事務量は急にそんな何か特別なことがありました。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 この事務補助員についてなんですが、1名は産休の、育休の代替ということで、半年分の予算はとっていたんですが、介護支援課、介護保険の係が人事異動で1名正職が減になりました。当初予算では事務補助員をあげていなかったんですが、業務量のほうはもう変わらないということで、1名減では対応しかねる部分もありましたし、いろんな制度改正とかも平成27年度にあったんですが、ほかにもそれに附随するようなことがありましたので、臨時職員の採用をお願いして、当初予算にはあがっていなかったんですけども、もともとあがっていた分を先食いというのか、しながら今回、9月補正で必要な事務補助員の予算をあげさせてもらいました。

鈴木委員長 東委員。

東委員 いや、1名減になったのはなぜ。1名減になって補充したと言ったけども、なぜ減になったの。1名減になって、なったけども、事務量はあるのでそれに合わせて補充という、なぜ減になったん、1名。

鈴木委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 人事異動なり、4月の事務分掌の見直しによりまして、これまで高年生涯福祉課というところでしたけども、そこでもっていた老人福祉関係の業務が社会福祉課にかわりまして、社会福祉課へ正規職員が1名増、現在の介護支援課が1名減ということで減っております。それプラス、老人福祉業務を一人でやっていたんじゃないので、課の職員が一つずつその事務分掌を分けながらやっていたということで、非常に1名減ったら1名、こっち仕事があったからいいじゃない

かというようなものでもなかったので、臨時職員がそのかわり1名は4月から配置してということで配置していただいていたということです。

東委員 当初の体制の不備かいな、原因は、じゃない。

志水健康福祉部次長 当初予算では2課に分かれるというような、また、事務が社会福祉にいくというところまでは当初予算の段階では煮詰まっていなくて、4月1日の人事異動内示絡みで決まったということで、新年度予算がちょっと間に合わなかったということになります。

東委員 大体わかりました。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 確かに4月1日に人事が出るんですけど、そういうふうに2課にするとか、いろいろというのは予算とリンクしていないという人材の配置みたいな、それでどうやって当初予算を立てるといのがわからないですけど、そういうふうになるというのは急に決まるわけじゃないですよ。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 予算編成の内情の話なんですけれども、例年11月ぐらいから新年度の予算編成に入りますし、それとはリンク、ある程度リンクさせればいいんですけども、実際はリンクしない形で2月、3月ぐらいの2カ月ぐらいで組織の改編、それと、人事の調整がされますので、その2月、3月の時点ではほぼ予算の編成の骨格はもう決まっておるというふうな状況が例年の形になっております。そういうことです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この、だから、臨時職員の増員に合わせてその補正、補正額はわかるんですけど、それによって、いわゆる人にかかわる部分のあれが、総量は変わらないと言っているのか、それともここはもう全部プラスされていくという話なのか、全体の中ではどういう位置関係になるのか。事務量に合わせるとか、人事配置によって臨時の職員の方を増員しなきゃいけないということは、もう完全におかしな話のような気がするんですけど、そのことも含めて事務分掌をしていく話だと思えますけど、それによって臨時職員を一人追加しなきゃいけないとか、増員しなきゃいけないとなったら、元も子もない話のような気がするんですけど。それはどう考えるんですか。いや、このふえた分、例えば、総人件費の中ではどこかが削られているとかというところで担保できているのか。ただ単にもう今まで見込んでいた部分に人の配置の関係でまた臨時職員、臨時職員と上乘せされているものなのか。これだ

けを見たらそう見えてしまうんだけど、いわゆる実態はそうじゃないという話なのか、ちょっとわからないですけど。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 市役所全体の総量とすれば、基本的にはプラスマイナスゼロになっていると思うんです。それは、正規職員の数と臨時職員の数もある程度リンクした上での話ですけれども、ただ、その業務の増であったり、職員の時間外の状況を見て、とても無理やなという場合には急遽、臨時職員の加員をしたりして4月を迎えるわけですけれども、その時点では補正予算が、当初予算には措置していない場合があって、基本職員の入れかえも9月ですし、臨時職員についてもこの9月補正に合わせていただいて現状の形に合うような形で総量としては基本はだごへごを直すというような形にはなっていると思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 何か、例えば、国勢調査があるとか、何かその年に業務がどんとふえるようなことに関して、例えば、臨時の方でお願いするとかというのは理解できるんですけど、そういったことが、状況がないのに、人の配置によって臨時を増員しなきゃいけないというのは、余りいい管理のというか、状況じゃないような気がするもので、そのことも含めて、やっぱり特殊要因というか、何か調査が入るとか、そういったことがあれば、当然そこは手が回らないということで臨時の方を置くというのは根拠が成り立つと思うんですけど、そうじゃなくて、配置によって事務があるということで、臨時が増員というのは極力、総量は変わらないということはあれなんですけど、やはり市民に対する目に見えるところは増員しか見えてこないもので、そのことも含めて注意をしたほうがいいかなという気はするので、もうそれは結果論なので、また今後、それは一課の話ではないとは思うんですけども。

ほかにじゃあ、どうでしょうか、第88号議案。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 26ページの基金の積立金の補正額についての説明をいただきたいんですが。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 介護保険事業基金積立金なんですけども、そこに書いておりますように、介護給付費の繰越金とか、あと、さまざまな精算を行った後で、償還金とかも支払った後で差し引き1,749万5,000円というのが余剰金として残っております。それに、もともと当初で4万1,000円あげていたんですが、それに余剰金とし

てその1,749万5,000円を足した1,753万6,000円が基金の積立金ということで、基金のほうにもっていくということです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そうなんですけど、平成27年度から介護保険料が相当上がりましたよね、全国平均より上回っていたと思うんですけど、その見積もり自体がちょっと甘かったということですか。これだけ積立金が残せたということですから。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 介護保険料についての御指摘がありましたけども、介護保険料といたしますのは6期間、3カ年での押しなべてというか、それで計算しておりますので、平成27年度は報酬の予測額、見込み額よりも余剰金が出て当たり前かなとは思っています。この時点でもう足りないということは、平成28年、29年のほうがちょっと大変な状況になりますので、介護保険料との関係からいたしますとそういうことになります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 じゃあ、まだとり過ぎたとは言えないと。平均5,900円だったかな。相当不満が大きいですから、皆さんの。

それで、済みません、続けて。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それで、この償還金の5,500万円というのはこの下のところにくるわけやね、この2つ、27ページの2つ。これは実際の実績のほうが上回っている。これは返すわけでしょう、精算返納金ですから。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 はい、そうです。受け入れ額に比べて実績のほうが下回っていたということでもらい過ぎの分をそれぞれ前年度介護給付費負担金精算金返納金と前年度地域支援事業費負担金精算返納金足して5,582万7,000円になります。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 大体こんなものなんですか、ちょっとわからないですけど。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 年によって、特に地域支援事業のほうは額がもう少し少ない場合もあるんですけども、まあまあこんなものかなとは思っています。

鈴木委員長 ほかに88号議案、よろしいですか。

次、89号議案、訪問看護事業のほうで、新たに看護師さんがふえた。ちょっと人件

費、給料と人件費分がふえたのを受けて、一般会計からもらって66万8,000円。

大畑委員 これは訪看の当初との違いは何なんですか。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 正規職員の人件費は総務課のほうで予算額、入力をしていただいていたんですけども、採用された看護師が当初計算をして、予定していた看護師さんよりも少し給料が高い水準、基本は年齢的なことになるんかと思うんですけども、方であったので、それに実際に配置された方に合わせて総務課のほうで計算をし直して今回補正であがっております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、何人ですか。

鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 今、正規職員は4人配置されておりますが、今回の補正の分は新規に採用になった方の分と聞いております。

大畑委員 結構です。

鈴木委員長 89号よろしいでしょうか。

秋田委員 委員長、一つだけ。

鈴木委員長 秋田委員。

秋田委員 この28ページの、ちょっと自分たちの感覚とちょっと違うで素直な気持ちでお尋ねするんやけど、給与の20万6,000円と職員手当の19万8,000円と、職員手当も給料と同じようなものだと思うんだけど、どない違うの。基本給と職員の専門職としての手当という解釈でいいん。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 基本職員手当、一くくりにしておりますけれども、それぞれ通勤旅費であったり、扶養手当であったり、それを総合した金額になります。期末勤勉手当も職員手当の中に入りますし。

秋田委員 もうほとんど同等だから、結局40万円前後になる、すごいなと思ってもって、関心もって見よるんやけど。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 ですから、これは月額ではなくて、年間月ならして給料やったら20万円足らん、月にしたら1万何ぼ足らんみたいな形の、年間12カ月分を割り戻したらそれぞれ20万5,000円、19万8,000円でそれぞれ足りませんという意味なんです。

秋田委員 そんなら何カ月分になるわけ、これはざっくり、6カ月分ということ、12カ月分で計算しているということ。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長 何カ月、当初予算でちょっとここには見えていませんけれども、例えば、給料が200万円措置されていれば、あと実際は220万5,000円だったというふうな、そんな形になりますので、不足分だけここにあがっています。例えば、当初予算が幾ら措置されていたか、ちょっとこれで見えないんですけども、仮に当初予算の給料が200万円措置されていたとしたら、実際、改めて計算したら220万5,000円になるので、不足の20万5,000円だけ今回補正をさせていただくという形になっています。

秋田委員 はい、わかりました。

鈴木委員長 この資料のうち、職員手当198円であがっている。

89号いいですか。

(「どうぞ」の声あり)

鈴木委員長 では、これで全5議案の関係部分等々を終えます。

じゃあ、これで、一旦第3回民生生活分科会を閉じたいと思います。

暫時休憩を入れて、35分再開でいいですか。

午後 3時25分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 5時03分再開

鈴木委員長 まず、じゃあ分科会のほうからいきます。

では、あくまで予算決算常任委員会の分科会ですので、いつものように予算決算常任委員会への報告を含めて、分科会ではどうかというところを伺います。

まず、議案、順番を追っていきます。83号からいきます。

平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分について、まず、自由討議の必要ありますか。

大畑委員。

大畑委員 済みません、遅くなって申しわけないんですけど、83号の債務負担行為の福知の100万円の話がちょっと議論になっと思ったと思うんですけど、その100万円が正しいのかどうか、ちょっと資料をもらったんですけど。ここだけちょっと確認をしたいと思います。

林委員 正しい、根拠は正しいと思う。



鈴木委員長 今言った部分なんですけど、要綱のうち、小水力発電は補助対象になって、小型水力発電システム、水の重力エネルギーを利用して発電することができるというところと該当し、補助率、または、補助金額は10キロワット以上の太陽光発電システム、小型水力発電システムの上限が100万円として補助対象経費の実支出額の2分の1の額ということで、それ以上、2分の1で割ってもそれ以上かかっているんで、もうマックス100だという話だと思います。まあ、前々からですけど、そういうところの説明が非常に当局苦手なので、もうこうやってまた。

林委員 決算で、平成27年度の、千種の岩野辺自治会かな、太陽光のやつしたやろう、昔のごみ処理場のあと、あれ100万円払っとる、平成27年度のな、同じ再生可能の。

大畑委員 太陽光でね。

林委員 根拠はあるですよ。もともとそれはなかったんやな、補助金は、自治会とかは。収益もきちっとあるやつやでな。

大畑委員 10キロワット以上の太陽光発電システムというのと、これは後ろにかかるとるんですか、これ、小水力小型というのは。小水力の場合は何キロワット以上というのは関係ないの。

鈴木委員長 いや、10キロワットの太陽光、その出力でいっている。CO<sub>2</sub>削減の話だと思うので、その後つながってくるのは、なので、それぐらいのワット以上の、黒ぼつなので、小型小水力は10キロワット以上にかかっているんじゃ。

(「かかるとるな」の声あり)

鈴木委員長 10キロワット以上というのが頭にあって、発電システムと小型小水力じゃない、水力発電は黒ぼつでくくってあるので、横並びで両方にかかっている。

大畑委員 両方にかかるとるのかな。10キロワット以上の太陽光発電システム及びだったらわかるけど。ぼつなのでわからない。とみたいに思う。10キロワット以上の太陽光発電システムと小型水力発電システムにみたいな気がする。

鈴木委員長 わからへん。

大畑委員 こんな中ぼつなんか入れんけどね、わかりました。

鈴木委員長 一応要綱は出しています。

じゃあ、いいですか。自由討議はよろしいですか。

討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、採決に移ります。

平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 5、ゼロ。

何か常任委員会に報告する意見等がございますか。特にないですか。委員長報告に任せてもらっていいでしょうか。

大畑委員 少し、緊急性以外のところの計画性が欲しいですね。あとは任せます。

鈴木委員長 では、次、市民生活部関連です。

84号、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、自由討議の必要はありますか。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 討論。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 じゃあ、採決に移ります。

では、84号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 これは特に問題なかったですか。

次にいきます。

健康福祉部関連です。

第85号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）です。

自由討議。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 討論。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 採決にいきます。

では、85号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 意見等何かありますか。

大畑委員 これは、皆さんどう思われるかわからないですけど、やっぱり医師の確

保、早急に、この補正予算は通すにしても、やっぱり医師確保をしっかりとやらせてもらうということと、まあ、いいか、看護師の話は。

鈴木委員長 あと、訪問看護のほうに移行できるのかとかいう体制も特に含めて並行してやっていただきたいという。

大畑委員 意見を言ってほしいと思います。

鈴木委員長 86号いきます。

86号の鷹巣の会計です。

自由討議の必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、採決に移ります。

第86号議案、平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 5対ゼロですね。

意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 次、いきます。

市民生活部関連の後期高齢者の医療事業の特別会計です。

自由討議の必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

では、第87号議案、平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 5ですね、反対ゼロ。

意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 次いきます。

健康福祉部関連です。

第88号議案です。介護の特別会計の補正です。

自由討議、必要ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、採決に移ります。

第88号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 5、反対ゼロですね。

意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 次、89号です。訪問看護の特別会計です。

これは自由討議、討論、必要ですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第89号議案、平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 5対ゼロですね。

では、分科会絡みの補正の採決は終わりにします。

(午後 5時12分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会民生生活分科会 委員長 鈴木 浩 之